

備陽史探訪の会

神石郡

和町探訪

1984. 4. 22



三和町史探訪行程表

(○)の中の数字は資料級のページナンバー

着時刻	場所	発時刻	学習対象 (直接見せもの)	学習対象 (コースからは見えないもの)	備考
	栢山駅北口	8.00			
	文木野郷	9.20	石屋原城址 大石城址 (年表欄) ① ②	金蔵年 ①	
		9.40	法雲寺 (年表欄) ① 庄屋村田家 (年表欄) ① ②		
	桑木		辻堂の薬師如来像 (年表欄) ①		
10.30	桑木		五徳山城址 (年表欄)	四ノ場古墳群 大谷山古墳群 (年表欄) ⑥	
	火別丸	10.30	猿が馬場古墳群 ③ ⑤ ⑥ ⑦ (年表欄)		
	柳木原		火別地蔵伝説 ⑦		
	桑木中心部	10.50	龍飛城址 ⑦	柳木原黒石 ⑦ ⑧	高蓋との合併
	高蓋・階見		日吉神社 (山王宮) 高蓋城址 ⑩	高蓋の分村合併 (高蓋集落の発生)	
			中津藩高法錯跡 大殿城址	塚谷古墳 ④ ⑩ 門田城址 ⑩	
11.30	昼食 (高蓋)	12.20			
	光栄	13.00	清籠柳社 (延暦300x-44) ⑪ ⑫	反成古墳群 ③	
	上村・常光		有井城址 ⑬ ⑲ 高木城 ⑬	梨迫城址 ⑬ ⑲ 中城址 ⑬	
	小島	13.30	龜山八幡宮 ⑮ ⑰		
		(特)	中津藩小島代官所跡 ⑭ ⑰ ⑳		
			小説「黒い雨」主人公重松氏宅 ㉓		
			古屋城址 ⑮ ⑲ ⑳		
			展望		
			久木(大鬼)城址 ⑮ ⑲ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙	大矢城址 ㉔	
			竜王山城址 ⑮ ㉕		
			大坪城址 ⑭ 志麻の郷 志麻里庄 ⑭		
			皇居山 ㉙		
	役場前駐車場	14.50			
15.00	龜石	16.10	岩屋寺 ⑳ ㉓ ㉔ (年表欄)		白雉百上 ㉓
			郡有発祥の地 加末志の郷 郡家所産? ㉓ ㉔		
			大坪城 龜石城 ⑭		
	井原	16.40	高下田 古墳群 ㉔	時世村 久留美谷の吉岡家 ㉔ ㉕ ㉖ ㉗	藤尾の分村合併
	坊瀬川	17.30	大刀洗池 大馬場 大塚大明神 ㉕ ㉖ ㉗		新中町
					三和町 (萩原尾坂)
18.10	栢山駅北口				



三和町教育委員会発行
 「固屋城跡の発掘調査」
 1980
 の資料の一部を借用
 コピーしたもの

1. はじめに

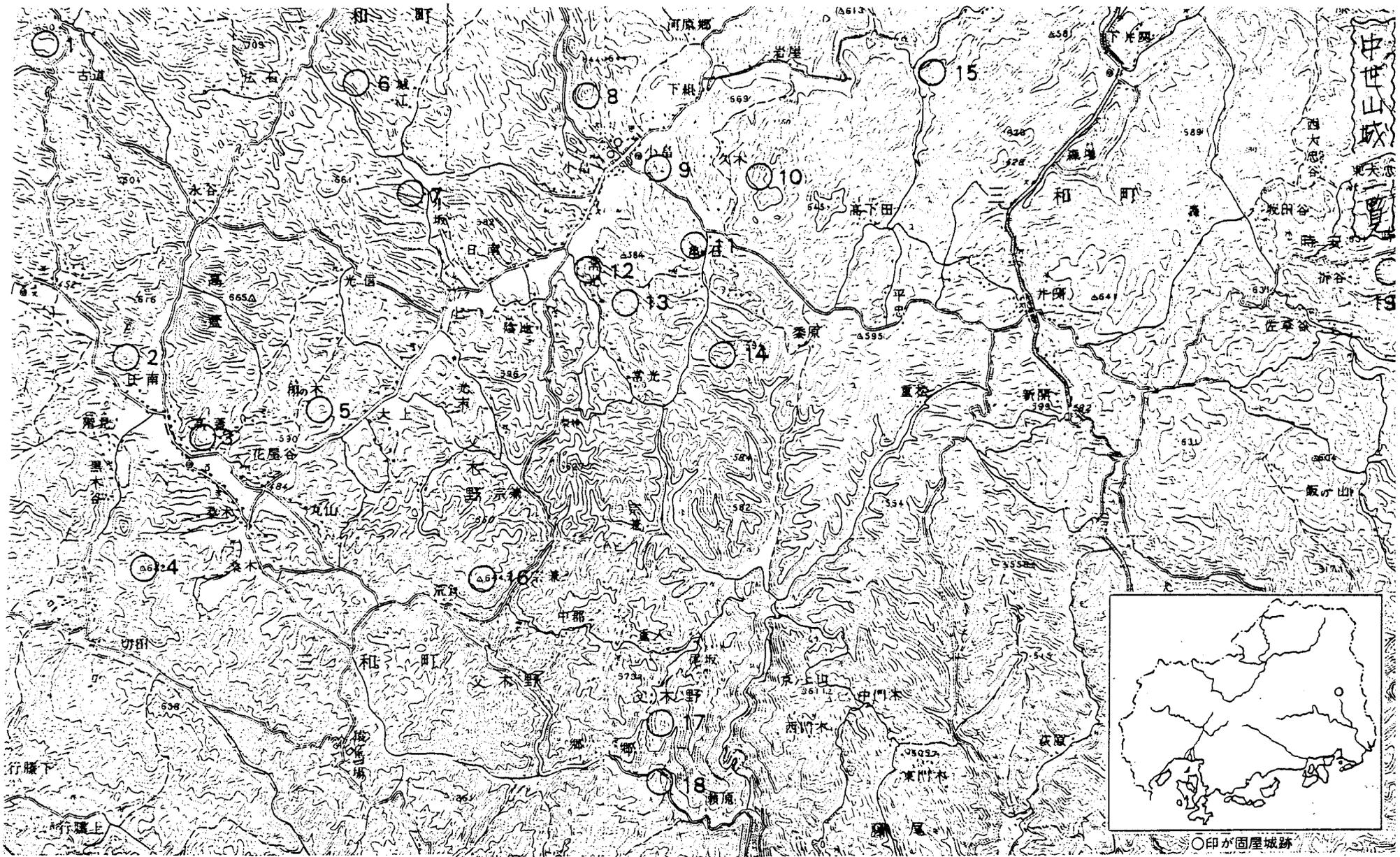
昭和54年4月、三和町教育委員会は、町当局の固屋城跡環境整備計画案について、その内容の検討を広島県教育委員会に依頼した。これに対し県教委は遺跡の保存と活用の面において環境整備は望ましいとしながらも、著しい現状変更は好ましくない旨指示し、具体的には1)休息所・便所などの建築物は小規模にし、目立たない位置に建てること、2)遊歩道などの設置にあたっては切土は行わず盛土によること、3)階段・防壁柵等についてはコンクリート製の擬木を用い修景に務めること、4)文化財の正しい理解のために説明板をたてることなどの点について現地指導を行った。

この結果固屋城跡についてはその正しい理解のために詳細な測量が必要なこと、また構築物の建つ部分は事前の発掘調査が必要であることが確認された。

このため町教育委員会としては、頂部付近郭群の測量と構築物の建つ4郭の発掘調査を昭和54年12月に実施することとし、同年11月文化庁長官あて土木工事ならびに発掘調査の届出を行った。現地調査は12月17日から22日までの6日間県教委文化課文化財保護主事小都隆が担当して実施した。

調査にあたっては福島政文、脇坂光彦（県立府中高校教諭）両氏の多大な協力があつた。記して謝意を表したい。

なお、本書の作成は小都隆があつたが、2章は福島政文氏によるものである。



三和町中世山城地図 (1:50,000)

三和町中世山城一覧 (1:50,000)

番号	城名(別名)	所在地	概要
1	木津和城	木津和字古道	木津和太郎興助の居城といわれる。山頂に郭2段あり。
2	大殿城	高蓋字日南	藤原上総大丞の居城といわれる。低丘陵上に郭2段あり。
3	高蓋城	高蓋字胡	有地盛信の居城といわれる。尾根を空堀で区切り3段の郭あり。
4	滝飛山城(森定城)	高蓋字柔木	杉原氏家老入江正高の居城といわれる。頂部に郭2段あり。
5	門田城	高蓋字相ノ木	門田弥右衛門の居城といわれる。尾根先端を空堀で区切り、同心円状の郭と馬蹄形の郭がならぶ。
6	梨迫城	上字城江	馬屋原成宗の居城といわれる。空堀と郭数段あり。
7	有井城(九紋所五本立扇子城)	上字小城	馬屋原貞宗が築城後一族累代の居城。低丘陵上に3段の郭があり居館的要素が強い。
8	固屋城	小島字固屋本	本文
9	龍王山城	小島字宮谷	九鬼城の山城との伝承がある。
10	九鬼城(志摩利城)	小島字九鬼	永正6年(1509)馬屋原正国が有井城より移り築城累代の居城となる。広大な本丸など多数の郭がある。

11	大坪城	小島字亀石	岡田但馬守貞正の居城といわれる。山頂に郭3段あり。
12	高木城	小島字常光	馬屋原氏一族の居城といわれる。低丘陵上に平坦面がある。
13	中城	小島字常光	馬屋原氏一族の居城といわれる。郭、空堀あり。
14	亀石城(大寄山城)	小島字亀石	内藤実豊の居城といわれる。頂部に郭2段あり。
15	大矢城	采見字大矢	天文4年(1535)馬屋原治盛が九鬼城より移り築城。山頂を中心に郭数段、堀切、縦堀がある。
16	御殿山城(五殿山城)	父木野字宗兼	杉原氏一族の居城といわれる。山頂を中心に郭、堀切、土橋あり。
17	大石城	父木野字郷	山頂に3段の郭。堀切、井戸、礎石がある。
18	石屋原城(石原山城)	父木野字郷	天文~永祿(1532~70)の頃、杉原氏家老入江正高が居城したといわれる。山頂を中心に数段の郭、堀切、石垣がある。
19	時安城(丸山城)	采見字時安	渡辺豊綱の居城といわれる。低丘陵上に3段の郭あり。

番号は三和町中世山城地図番号に同じ。
 この他文献によると町内には大谷城(小島)、大蔵山城(采見)、峠城、清龍城、倉掛城(高蓋)があつたとされている。

三和町文化史作成資料

(その1)

三和町の歴史について調査してみました。弥生時代以前の史実は資料がなくはっきりしませんが、古墳が多く現存することから、古墳中期、後期以前より多くの人々が住んでいたことがわかります。このことは、弥生時代以前水河期が終り、気候の変化によって次第に温暖になり、早くより開けていた沿岸平野及び帝釈方面から生活の場である農耕地を求めて、人々は川

を伝って上流に移住して来たものと思われます。

三和町は高原状で、四方より入って来たことがわかります。東部は小田川、南西部は神谷川、芦田川、北部は草木川を伝って、それぞれ、来見、小島、高蓋、木津和、阿下方面に住みつ

くようになったものと思われます。当時日本は、古代国家の成立にともない、日本全土に古墳が普及しました。三和町でも、勢力のあった部落の長(おさ)が次々に古墳を築造したものと思われます。

この資料は旧神石郡誌、新神石郡誌其の他の資料によってまとめられたものです。(三和町文化財保護委員)

三和町文化史

西 歴	日本年号	文 化 史 実	備 考
300~700年		古墳遺跡 現存しているものは古墳中後期のものが多い。 小島(13基)上(13基)桑木(16基)父木野(5基)井関(5基)高蓋(1基)阿下(1基)の50数基であるが、その他、桑木、小島、木津和、父木野、井関方面とされている。尚、未発見のものも多くあるものと思われる。	
645	大化元年	星居山に孝徳天皇行幸されたとある。 国府を芦品郡国府村府川(今の府中市国府村)におかれた。	1333年前
646	大化2年	国府村に郡家を加女志(亀石村)においた。	
652	白雉3年	星居寺を建立された(真言密教)。孝徳天皇の御陵か、(宝篋印塔が現存し、御所ヶ谷現存している。)	1325年前
672	白鳳1年	亀石村より白雉を献上朱雀の年号を白鳳と改められる	1308年前
677	" 6年	桑木柿の木原築跡発見される(1977年8月発見)	1300年前
701	大宝元年	大宝律令制定される(備後の国、神石、奴可、川上、恵蘇、甲奴、世羅、三谷、三次等8郡の税の調(糸)を徴、鉄にかえる)	類聚国史による
713	和銅6年	郡名、亀石(加女志)が神石と改められ神石郡となる。	
724	神亀元年	亀石、明見神社勧請建立された	1254年前
730	大平2年	末、清滝神社勧請建立された	1248年前
749	天平勝宝元年	高蓋、日吉神社勧請建立される。	1229年前
774	宝亀5年	小島地方の名称を志麻里と定めた	
804	延暦23年	備後の国の調(おさめもの)は糸、鉄、鉄を納めることになった	(調の決定)
865	貞観7年	神石、奴可、川上、甲奴、恵蘇、世羅、三谷、三次の8郡は連年旱疾、弊亡のため4年毎4郡毎に課税を免じた。	
873	貞観15年	この年備後地方に大饑饉があり、1年間税賦課を免除された	
893	寛平5年	井関八幡神社勧請建立される	1085年前
924	延長2年	下井関八幡神社勧請建立される	1054年前
940	天慶3年	源頼光外四天王、坂瀬川丸沢田山本流寺に落ち住む	1038年前
1002	長保4年	庄園制度が定められ備後志麻里の庄となった	976年前
"	"	時安天神社勧請建立される	"
1064	治暦元年	郷社小島八幡神社勧請建立される	914年前
"	"	上八幡神社勧請建立される	
1068	治暦4年	阿下八幡神社勧請建立されている	910年前
1075	承保2年	坂瀬川八幡神社勧請建立される	903年前
1097	承德元年	時安八幡神社勧請建立される	891年前
1183	"	大矢明見神社、大塚妙見神社勧請建立されている この時代、尾坂八幡神社、桑木八幡神社、広石八幡神社の勧請建立があったものと思う	
1185	文治元年	時安大仙神社勧請建立される	
1186	文治2年	源頼朝は諸國に守護、公領庄園に地頭職を置き、追捕使(土肥実平)を有福におく、志麻里に地頭を置く	792年前
1192	建久3年	大蓋山城を亀石に築いた(地頭職岡田但馬守員正城主)	784年前
1192	建久3年	木津和城を築いた(木津和大郎興助は承久の乱に北條義時に従い戦功があり、頼朝より神石郡司に任ぜられ築城)	"
1192	建久3年	萩原八幡神社勧請建立される	786年前
1199	政治元年	大矢光徳寺建立 1338年に真宗に転宗、現在地に再建された。	779年前
1221	承久3年	木津和八幡神社勧請建立された。	757年前

以下次号

三和町文化史

(つづき)

西 歴	日本年号	文 化 史 実	備 考
1234	文暦元年	時安光福寺建立される(真宗)	744年前
1315	正和4年	父木野金蔵寺建立される(真宗)	663年前
"	"	時安教西寺建立される(真宗)	" "
1321	元享元年	平忠庵建立(日蓮宗) 1362年貞治元年大覚妙実上人の墓をつくる	
1331	元弘元年	元弘の乱となり諸國に山城を築いて参戦した。 ①亀石に(大蓋山城築城)(内藤清実) ②小島に(古屋城築城)(馬屋原氏) ③父木野(五殿山城築城)(相原高平) ④上梨迫城築城(馬屋原成宗) ⑤上有井城築城(馬屋原忠宗)戦にまきこまれる。(桜山氏に味方する 元弘の乱は9月9日に起り、新市一宮城主桜山慈俊は北條氏討伐のため立ち上り神石より備中に攻め入った。 ○三和町で北條氏についたもの、志麻里の庄地頭岡田孫八郎一族 ○亀石合戦、桜山慈俊の軍は優勢にして神石の諸城主を従え亀石の大蓋由城を包囲、亀石合戦となり岡田孫八郎以下一族は亡はされた。 桜山慈俊公一の宮城に於て、折柄勢力を盛り返して来た北條軍に囲まれ討死したため、神石の大部は北條方となった。	647年前
1332	元弘2年	五殿山城主、相原筑前守元弘は後醍醐天皇隠岐国より御還幸されると聞き、五殿山城を再築し迎えんとしたが山陰を通り還幸されたので果さなかった。	
1333	元弘3年	父木野清滝神社勧請建立される	630年前
1348	貞和4年	服部合戦あり、馬屋原但馬守正国参戦している	
1351	観応2年	亀石南泉寺建立される	606年前
1372	文中元年	上八幡神社の陀弥陀堂には、立派な佛像がある。社僧金剛がこれを守っていたとある。これは神社の内に祀られた神宮寺で現存しているものであるが、昔は各神社に神宮寺があった。	604年前
1374	応安7年	父木野法雲寺建立される	587年前
1381	永徳元年	父木野薬師如来像が祀られる	
1383	永徳3年	高蓋門田城築城(門田弥右エ門城主)	583年前
1394	応永元年	高蓋長善寺建立(門田弥右エ門により建立された)	"
1395	" 2年	木津和願成寺建立される	583年前
"	" 2年	階見長命寺再建される	
1395	応永2年	時安丸山城築成される(渡辺筑後守豊国城主)	
1398	応永5年	楠正成の孫、正世、世をのがれて時安久留美の登武丸に住む吉岡家を継いだ。時安八幡神社に吉岡大神として合祀	
1406	応永13年	上、正覚寺建立される(日蓮宗)	528年前
1450	宝徳2年	父木野石屋原城築城(入江大蔵大夫正高城主)	
1455	康正元年	時安志良賀女助は吉岡家に亡はされる(志良賀大明神)	
1460	寛正元年	小島久木城築城(馬屋原但馬守正国城主)	469年前
1509	永正6年	大塚合戦(太刀洗伝記)	
1512	永正13年	出雲富田城の尼子経久と毛利方の臣、山南城主渡辺源三が百々谷の多賀城で戦い尼子方破れ大塚に陣合戦となり(尼子方破れ大塚に陣合戦となり再び敗戦となり破れた。毛利方渡辺源三がこの池で太刀を洗ったとある。	
1524	享禄元年	小島下組岩屋に当時代と思われる(五輪墓数10基)みつかるとある(久木城主以下家来の墓か?)	
1530	天文元年	亀石大谷城築成される(大内大和守具重城主)	
1534	天文3年	時安大蓋山城築城(金山与四郎清富城主)	
1535	天文4年	大矢大矢城築城(馬屋原中務大輔成高)	443年前
"	天文年中	高蓋(大蓋城)(藤原上総大蓋城主) ○高蓋城築城(有地九右エ門盛言) ○赤城築城(酒井萬之助) ○清滝城築城(瀬尾甚石エ門) ○父木野大石城築城	
1582	天正10年	山城没地(戦国時代終わり、豊臣秀吉は山城廃止令を出し山城を禁止した。	396年前
1605	慶長10年	父木野日向守勝成は時安久留美の吉岡家に寄寓する(3か年)	
1615	元和2年	水野勝成再び吉岡家に来る。土地の老入をいたわったため、土地の人誦を披露した(二つ柏子、極ヶ枝さん外)	
1619	元和5年	備後10万石は、水野日向守勝成の統治となり備後神辺城に入る	359年前
1622	元和8年	福山城完成し入城する。神石郡は福山領となる。同年水野勝成は符をするため3度時安吉岡家に来る。(勝成の乗った駕籠を置いて駕籠立の跡があり、金銀作りの籠と軸物を賜わる。)	356年前

三和町文化史

(つづき)

Table with 4 columns: 西暦 (Western Calendar), 日本年号 (Japanese Era Name), 文化史実 (Cultural History Facts), and 備考 (Remarks). It lists historical events from 1654 to 1959, such as the establishment of temples, the Meiji Restoration, and the formation of the town.

父木野村

神石郡の西部最南端に位置し、東は高田郡藤尾村、西は高田郡藤尾村、南は高田郡藤尾村、北は高田郡藤尾村と接する。...

父木野の東南部

父木野の東南部、現新市町との境近くの郷に石屋原城跡があり、城跡北方は神谷川が大きく迂回して広い河谷をつくる。...

木津和村

同下村の西に位置し、西は甲奴郡階見村、南は高蓋村、北は高蓋村、東は高蓋村と接する。...

階見村

高蓋村の西に位置し、甲奴郡に属する。階見村の大部分は現上下町であるが、昭和九年二八五黒木谷はか切田・保實・別所・林河内・高蓋など二〇余の小字が神石郡高蓋村に編入され、現在三和町階見となつてゐる。...

元正二年道内後段銭井園役引付に「九貫六百文」の勢力をもち、杉原氏が在地支配していた。...

元正二年(一六一九)の備後国知行帳に「ちろき」の地名がある。村域内に杉田谷・馬の谷・木津和・大成などの古墳群がある。...

黒木谷の中央に黒木丹波守の屋敷跡と伝える所があり、現在土居姓を名乗る家がある。またその付近に下河内・平河内・竹之内などの家名を遺してたり、谷の奥(西端)に城郭形式の長命寺(宗廟)跡がある。...

父木野「郷」の史跡をたずねて

昨年の夏、三和町文化財保護委員の一行が、当地域を訪れて史跡を視察学習させてもらった。

県道に沿って史跡は縦列し、その間一軒に過ぎない。

道順に、薬師堂禰、辻堂の薬師、如来像、伝正寺跡、村田家庄屋跡、法雲寺、金蔵寺、石屋原山城跡等がある。

平素なにげなしに、バスの中から眺め通過していたが、文化財保護委員として訪れて見て、何か異なる感動にうたれ、いつしか身は鎌倉、室町時代の人間に引きもどされてしまった。

当「郷」地域は郡境最南の小盆地で、気候温暖、地味肥沃、緑山清流があって、生活する条件として最適地であることから、早くより開け、このような文化を生んだのであろう事はうなずけるが、しかし、これ等の文化財が、どのように関連し、どのような政治体制や生活様式の中から生まれたのであろうか、と考えさせられてしまった。特に、この文化財を生んだ底流に、どんな庶民生活が宮々としていとなまれたことだろうか。

あれこれと感慨にふける目前に、奥道右側の水田が穂をはらんで八月の太陽に光り広がり、左手には段々畑の丘が続き、その間に農家が散在している。

いったい、この田畑は、いつ頃どんな手続まで開墾されたものであろうか。

神代歴史によると「金蔵寺」は

平安朝時代に建立されていたとあるから、きっと中央貴族の荘園として開かれて、金蔵寺に支配権をゆだねていたとも考える。

そうすると、一千年以前から、この土地の生活が始まっている。

はたして、どんな荘官や地頭や御家人や請負人達が支配したのであろう。この間幾度か平和な時代と争いの時代がくりかえされたことであろう。

私達文化財保護委員は、残された大切な史遺跡の中から直接に学びとらしてもらいました。

金蔵寺

平安朝時代の建立開山である。宗教、文化は勿論在園支配等の中心的役割を持ったものであろう。

現在には真宗であるが、室町時代(六三〇年頃前)に親鸞の曾孫が中国地方へ布教された際、天台宗か真言宗から改宗されたものらしい。この頃は、父木野に地頭職権原京前守高平が五穀山城に居り、南北朝の争いで、宮内坂山慈慶兩朝に属して募兵するや、神石一円もこの波を受け争乱の巻と化した。

その争乱ようやくおさまり、やっと足利三代の平和な時代を迎えた頃であり、庶民の人間性が、ようやく高まって来た。このような時代背景の中で、金蔵寺が、真宗に改宗されたことは、この地域にとって重大な意味を持つものと思われ。

薬師如来像 (母屋石寺、江村氏)

室町の遺蹟に安置。

室町時代の作品らしいと言う。流麗な衣紋、慈顔など精巧優美な作品で、さだめし名の有る工匠の彫刻であろう。

伝正寺 という一寺があったという。観音堂や、五輪塔のあった石積等が残っている。

この薬師如来像の温顔な姿の中に、南北朝動乱の終極をつげた足利三代の頃の人々が、平和の希求を願いつけた世の中の姿が想像され下る。

薬師堂禰 (やくしゃん)

背後に断崖絶壁を高く負い、足下に、清流が岩肌をうるおして曲折する勝景の地に建立されている。年代は明らかでないが、恐らく数百年前より、人々が「現世利益の信仰」のままとして、災難諸患病からのがれすくわれんために力を集めて建立したものであろう。

法雲寺

今も遠近の信者の参拝が絶えない。神宗寺である。四〇〇年余り前(戦国時代)法雲和尚、甲州より西国に下り、ここに開基すとある。

法雲和尚は、**武田家**一族である。天正の末、武田勝頼、織田信長のために失われて没落の時、武田家再興の志を固く抱き、武田軍法秘書をたずさえて西国に下り、ここに寺を開基せりという。後に武田軍法秘書と福山藩主水野家とのかわるもめごとがあり、そのたりのために水野家滅亡の因になったと言ひ伝えもおもしろい。

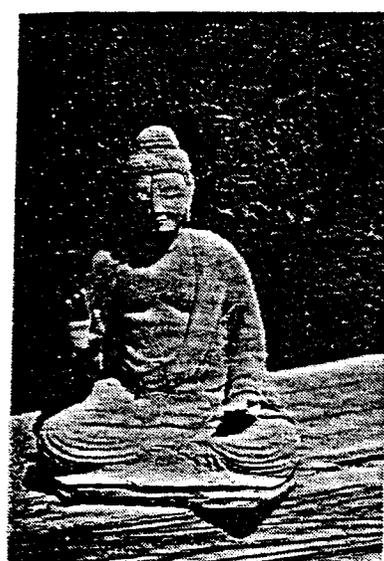
石屋原山城

法雲寺よりさらに三〇〇歩下り、丸山橋を渡って右手にある岩山の頂上及び奥道がわの段が城跡であり、城の礎石である石垣が現存している。

この城は、**室町初期**(五〇〇余年前)に築かれた。時代は下って戦国時代(四〇〇余年前)に、入江大蔵大夫正高と弟左衛門之進居城すとある。

入江氏は、**出日八尾城主杉原氏**家老であった。尚杉原氏は、当時吉川家に従っていた。

入江大蔵大夫正高は英雄をもって知られ、尼子軍との戦闘におけ



父木野四ツ堂にある薬師如来で室町初期から鎌倉末期作と言われた仏像



石屋原山城跡の礎石垣

る武勇伝はその一面を表している。弟左衛門之進これに勇くとあや、入江兄弟は不運にも、主家杉原家のお家争いのため吉川家により没落させられたことから、流浪の身となり、末は政略に住み、則石塔あり、子孫山手村に移り住むと小が。

村田軍人高英

もと金丸の出で、大内家に従っていたが、大内家滅亡後、入江正高に従い父木野村に來り住む。

以上、大方の史跡、遺蹟を列挙したが、これらが、相関連して中世の世の中を動かし、色どったことを如実に物語っている事に感銘するものである。

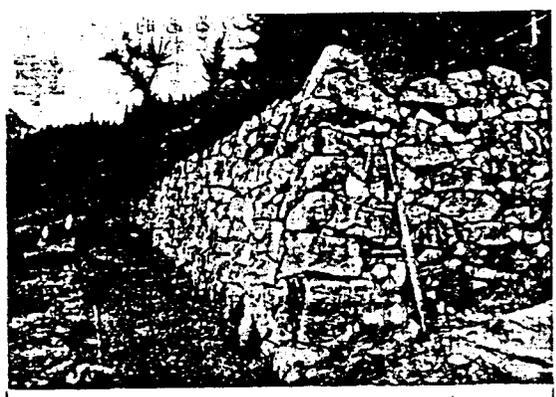
文化財保護委員記

義民「村田庄兵衛」伝

1899 10/11

今から二百六十年前の享保二年(一七一七年)豊前の国(現在の
大分県)中津藩が神石、甲奴、安
邦の三十六村(二万五千石)の
飛び領地を治めるため、いまの三
和町役場の位置に小島代官所を置
きました。

中津領になって二十八年間は旧
例に従って藩に納める年貢は一定
の割引きをされる恩典が実施され
ていましたが、延享二年(一七四
五年)から安永七年(一七八八
年)の三十四年間は、この制度が廃止
せられ全高について納めなければ
ならないことになりました。
農民が汗水流して生産した米や



当時をしのばせる父木野の村田庄兵衛家敷跡

麦を年貢として納めてもお足り
ません。年々歳々農民の暮しは貧
しくなって食べることも出来ず、
他の領に流浪する者が多くなって
空屋が軒を並べ、肥えていた田畑
も草に埋って荒廃するといった惨
状となりました。

しかし農民が身分をわきまえず
訴えれば死罪はまぬがれず苦難の
年月を送っておりました。
こうしたとき父木野村田屋、村
田庄兵衛はこれを黙って見てい
ることができず、同志の高蓋村庄屋、
大崎宅右衛門と密かに相談して悲
愴な農民達のため身を犠牲にして
藩に京訴しました。

藩は錠を犯したとい
う罪で容赦することな
く直ちに捕縛させるた
め、藩吏を急行させた
のですが、遠路のこと
でその藩吏は声品郡金
丸村の元屋という宿に
とまりました。宿の主
人はことの次第を知り
密かに使いを送って村
田庄兵衛に告げ、庄兵
衛は大崎宅右衛門に連
絡をとりました。庄兵
衛は「自分は罪に問わ
れてもよい。喜んで
縛を受けるが、あとの
事を宜敷くたのむ」と
いって藩吏の縛を受け
ました。

大崎宅右衛門は若領であった桑
木村にのがれ、医師、浦野桂民と
名乗って世を欺き、或いは薬売り
に、或いは虚無僧になって身をか
くすと共に百姓の苦しさを調べま
した。時には藩吏が「いまここに
居たのは大崎宅右衛門ではないか」
と農民に問えば「いいえ、ただの
虚無僧でした。」といて逃がし
た程でした。

村田庄兵衛は中津の年獄に苦し
むこと三年の長きにわたりました。
この間藩主は事実のいかを調査
して直訴を認め、ついに幕領時代
の例に基づいて安永七年から三千
百七十七斗四升八合の年貢の割引
きが復活することとなりました。
このため庄兵衛は減刑され小島
代官所に送り帰されましたが、代
官所は追放の処分になりました。領
内の農民は実に生きかえる思いで
その恩を深く感じ、父木野村の村
田宅まで駕で連れて帰りました。
以来領内の農民は村田の方向に足
を向けて獲ることを慎んだとい
います。

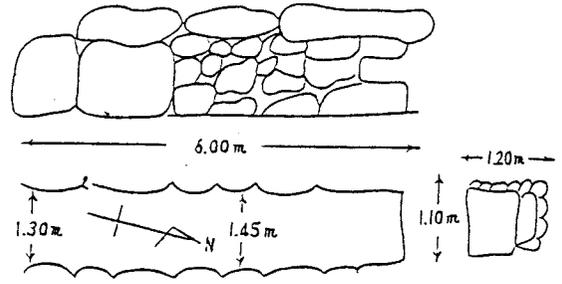
村田庄兵衛及び村田家は代々の
庄屋格を失い、閨所となりました
が、享和元年六月二十五日(一八
〇一年)三十六か村二万石の農民
の犠牲となった村田庄兵衛も遂に
永眠しました。
庄兵衛宅は今日も屋敷跡(父木
野、郷)があり老松と共に当時を
しのぶことができます。
(注) 昭和二年編、郡誌に記録
されている「義民、村田庄兵衛」
をわかりやすいように書き改めま
した。

石屋原城

① 神石郡三和町父木野字郷 ② 石屋原山城 ③ 康正年間
(一四五五-一五七) ④ 杉原氏 ⑤ 山城(直隸状)尾城 ⑥ 郭・空
堀 ⑦ 石垣 ⑧ ⑨ 西側を区「神石郡」

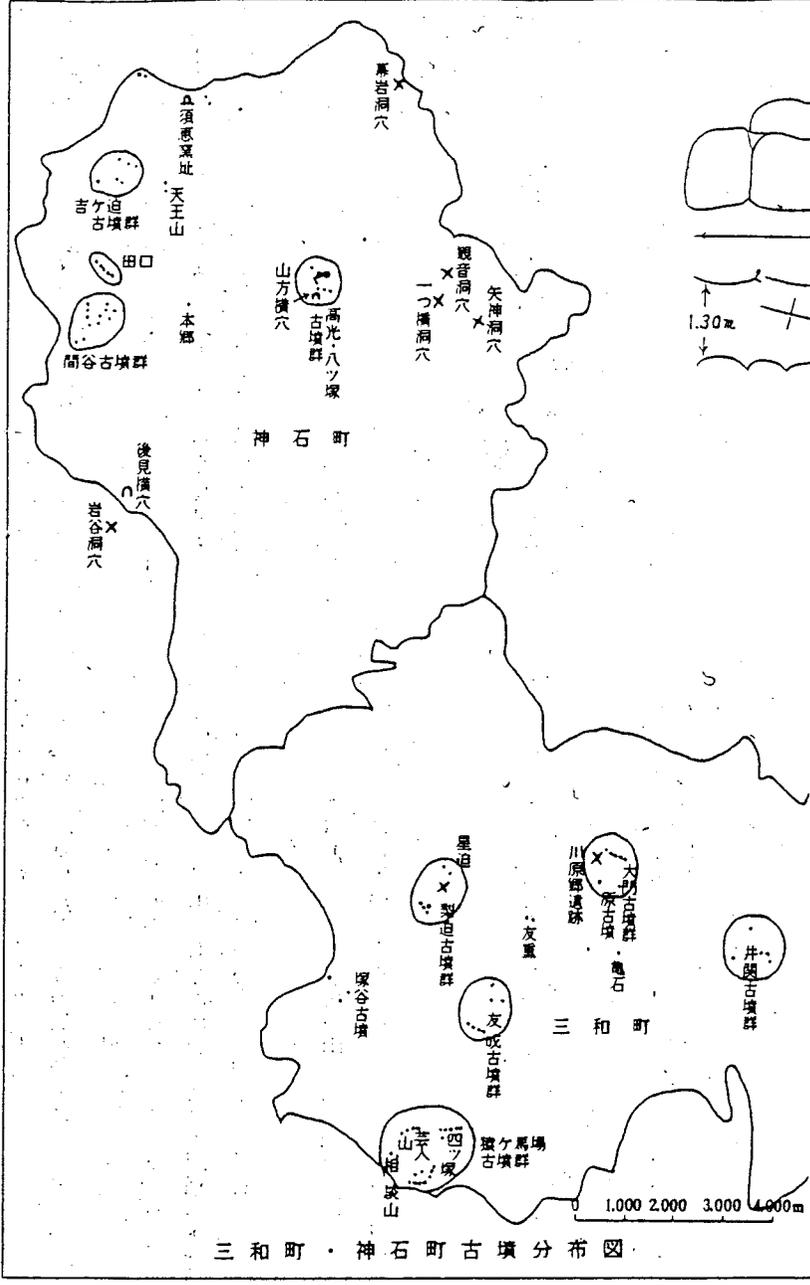
石屋原城は、神石郡と声品郡の境を画する丘陵の先端部にある山城で、眼下
には神谷川とそれに沿って街道が走り、交通の要所を押さえる城と考えられる。
城の歴史は不明だが、文献では天文一永祿(一五三二-一五三三)頃、府中の八
尾城主杉原石見守元康の家老入江大蔵少輔正高が居城したとあり、それ以前の
康正年間には、父木野一帯は杉原美濃
守が領していたとの記録があるので、
杉原氏に關係する城と考えられる。
この城は、南から北へ瘤状に突き出
した丘陵の背後を空堀で区切り、頂部
に郭を並べたもので、最高所に長さ二
〇mの本丸を置き、背後に長さ七mの
二の丸、長さ一〇mの三の丸を階段状
に、しかも屈曲させて並べている。本
丸・二の丸の東南側には、それぞれ高
さ約一mの石垣もみられる。また、こ
れら郭群前面の比高約三〇mの下位に
は、約一〇m大の見張り所と考えられ
る出丸があり、これら全体が交通の要
所を押さえるための出城的性格を持っ
ていたものと思われる。なお、背後に
続く尾根上には、背後を大規模な空堀
で区切り、それぞれ長さ二〇m、一〇
m、五m、五mの郭を階段状に並べ、
一つの城が、かつては一つの城郭として機能していたものと考えられる。

猿ヶ馬場一古墳

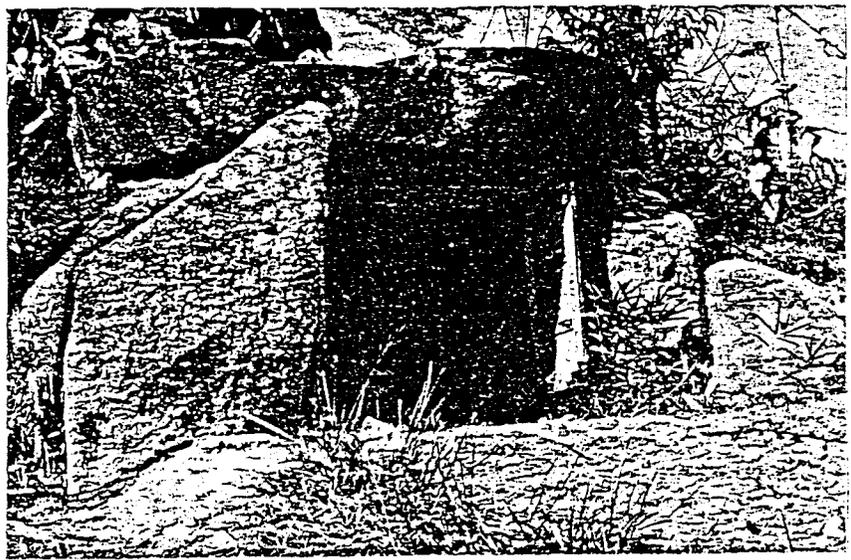


種別 古墳
 所在地 三和町大字桑木字猿ヶ馬場
 土地所有者 民有
 包蔵地の概要 横穴式石室。奥行六米、幅員一・一米、(中)一・四五米、(入口)一・三米、高さ一・二米。

猿ヶ馬場一古墳



三和町・神石町古墳分布図



猿ヶ馬場一古墳

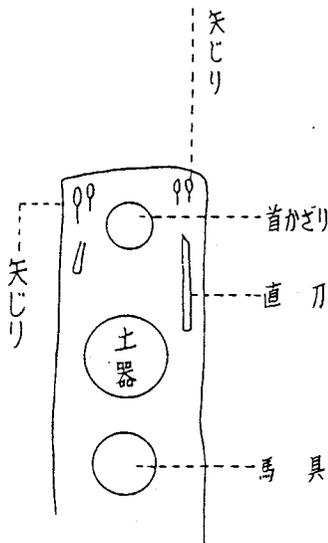
種別 古墳 名称 塚谷古墳

所在地 三和町大字高蓋字塚谷七三三

土地所有者 民有 地目 山林

包蔵地の概要 昭和二十三年十二月十日二日、府中高等学校調査グループの発掘の聞取りによると横穴状の黒土があり、長方形の石壇が現存する。その下に石だたみがあり、木炭が散布され、石は焼けていた。石だたみの下から次の遺物が出た。

出土品配置図



出土品 全鑽・勾玉・管玉・黼玉・切子玉・小玉・直刀・鐔・刀子・矢じり・鏝(くつわ)・鉸(しめ)具・雲珠
 残片・飾金具・須恵器・土師器。

中から須恵器などが出土して

いるので、古墳も時代の下がる七世紀くらいに群集墳といわれる集団墓地ではなかったかと思われる。今のような行政区画でないので小字こそちがっているが、猿ヶ馬場、芸人山、相談山、四ツ塚などの二十基ばかりの横穴式石室墳はほぼ同時代の奈良時代に近い一世紀ほどにわたって構築されたもので、高蓋付近の小盆地に居住した農民を支配する豪族一家を葬ったものと推測された。

戦後、開墾中偶然に発掘されて、現在府中高校に保管されている高蓋の塚谷古墳の出土遺物はこの一連の古墳群の性格を物語るいい資料である。それを見ると、金の耳輪や、勾玉、管玉、霰玉、切子玉、小玉、などの宝石のネックレスや、直刀、鐔、刀子、矢鏃、などの武器、彎、鉸具、雲珠、などの馬具に、須恵器、土師器などの日用の食器にいたるまで、数十点の多量にのぼっている。金色まばゆいイヤリングに、宝石のネックレスを首に、金装の太刀を横たえ裕然として馬にまたがる古墳の主人公の姿を思ってしまった。まさにこの地方の部落長としての面影が浮んでくる。こうした人々の子孫が大化改新後の村にあたる郷や里の長として農民たちを統率したことが考えられる。

塚ヶ馬場古墳群のうち(例)

土地所有者 民有

地目 山林

包蔵地の概要 円墳。横穴式石室であって、奥行約七米、幅員一・二米、南方

に開口する。わづかしか開口していないので入られない。

種別 古墳 名称 芸人山三号古墳

所在地 三和町大字桑木字芸人山

土地所有者 民有 地目 山林

専蔵地の概要 円墳。横穴式石室。奥行約六米、幅員一・三米、南に開口す

る。

種別 古墳

名称 芸人山四号古墳

所在地 三和町大字桑木字芸人山

土地所有者 民有

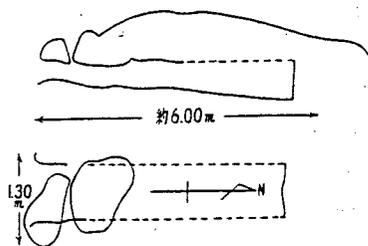
地目 山林

包蔵地の概要 円墳。横穴式石室。奥行七・六米、

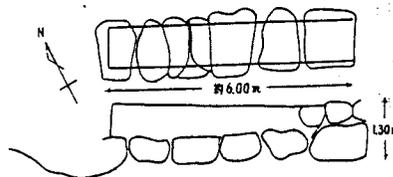
幅員一・二米。

第三編 郷土の歴史

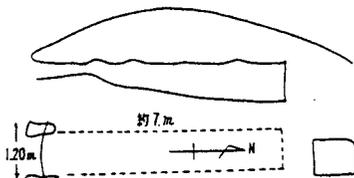
芸人山三号古墳



芸人山三号古墳



芸人山二号古墳見取図



大谷山古墳及び
横が馬場古墳群のうち (例)

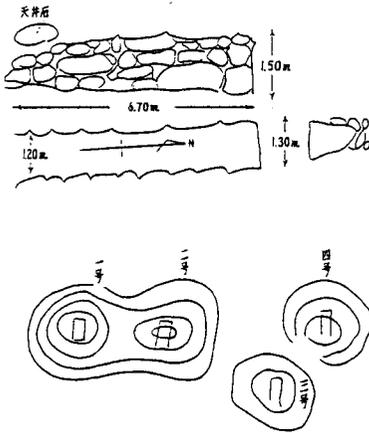
行五・五米、幅員一・二米、高さ一・三米。

種別 古墳 名称 大谷山古墳
所在地 三和町大字父木野字大谷山
土地所有者 国有林 地目 山林
包蔵地の概要 横穴式石室。発掘したため現存せず。

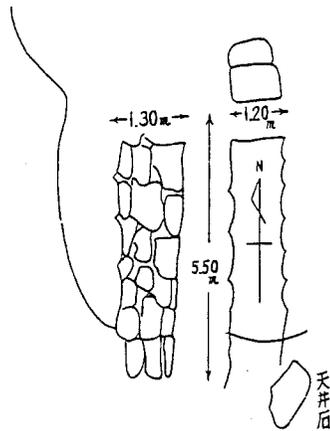
種別 古墳 名称 芸人山一号古墳
所在地 三和町大字桑木字芸人山
土地所有者 民有 地目 山林
包蔵地の概要 円墳。横穴式石室である。奥行六・七米、幅員一・三米、入口一・二米、高さ一・五米。南方に開口する。

種別 古墳 名称 芸人山二号古墳
所在地 三和町大字桑木字芸人山

大谷山古墳



中山四つ塚四号



れある。備後中津記には、これは吉野後備後南部は勢力を
有して小杉康氏の家まで、木刀無双の伝説をもつ入江
木蔵正高の居城と伝えらる。

桑木村 三和町桑木

父木野村の西に位置する吉田郡最北端の村。北は神石
郡高蓋村、西は甲奴郡陸見村。自然的条件は父木野・高
蓋と一休性が強く、高蓋との境を西城路が通る。街道の
西に開けた二つの谷を主村域とし、古くから吉田郡の穀
倉地帯といわれた。村域内に柿ノ木原・三入山・相談寺・
環ヶ馬場・虎木原など多くの古墳群があり、多くの須恵
器と平瓦を出土した柿ノ木原遺跡(八世紀)もある。

元和五年(一六一九)の備後國知行帳では高一二四石余、
元禄一三年(一七〇〇)の桑木村御検地帳(鳥大寺蔵)によ
ると反別二七町余、高二七三石余。福山藩領。備後郡村
誌「によると御林ニカ所・五五町余、野山ニカ所・三八
町余があり、御林之内ニ而柴草相頼毎年河候而田地正入
し采り申候」とみえる。宝永八年(一七二一)の家数四二
人数二一六、馬五・牛二八、郷蔵一(同書)。文化六年(一八
〇九)頃には家数四三・人数一四四、馬六・牛二九(福山志
料)。「備後郡村誌」は宝永八年頃のこととして生業につ
いて「農業之外男女共稼無御座場所、先つハ山稼等仕
候」、土地利用について「田拾八町三反六畝四歩裏毛無
之」畑方四歩大豆、巻歩多葉粉、五歩雑穀」と記す。田
はずべて一毛作であったことが注目される。

川のない当村その水田耕作には溜池が必須であるが、
村の西端の山中、標高五〇〇メートル余のところに平石
池があり、そこから数キロに及び水路で全村を潤してい
る。吉田郡福田村(現福山市)の人(小野新四郎が寛政年間

(一七八九—一八〇二)に福山藩主の命で築造したと伝えらる。
当地は中央に宮山を挟み東に日南谷、西に中山谷の沃
野が開け、両谷の北端城山に森定城(高ノ城山城)跡がある。
入江大蔵正高の居城と伝え、父木野の石屋原城・五穀山
城と一連のものと思われる。頂上は二段に削平されてい

る。日南谷の北側丘腹中腹に寺・カジャ・大倉などの家
号をもつ屋敷地がある。付近に共同の飲用水源である
「でえがわ」とよばれる泉があり、共同で水神様を祀って
いたと伝え、この一帯が土居であったとみられる。また
その屋敷地の下段、城山の正面に前川内とよばれる家
がある。中山谷には由緒ある地名はみられないが、北端の
高所に金長者屋敷と称する所があり、空堀などをもつ屋
敷がある。

鎮守は中山谷江中にある八幡神社、由緒は不明。明治
四一年(一九〇八)村内の小祠一〇社を合祀している。なお
村域内に環ヶ馬場とよばれる所があるが、由来について
次のような伝えがある。高蓋村の鎮守日吉神社(山王宮)
の分霊である吉田郡(現福山市)の山王宮が、毎年一
一月神馬を具して高蓋の山王宮に社参する風習があった
が、寛政三年(一七九二)大雪で社参できず、途中で還拜し
た。その所を山王宮の神使である環にことよせて環ヶ馬
場とよぶようになったといふ。付近には古墳が多い。



お産が軽く、耳がよくなるという火別れ地蔵堂

芸人山・相談山の古墳を見ての帰り自動車
待って奥道の地蔵さんの堂で休んでいると、
この地蔵に土の団子や耳の型をした土細工が
奉納されてあった。土地の方に聞いて見ると
「これは火別れの地蔵といつてこの地蔵さん
を拜むと、お産が軽く耳がよく聞えるよう
になるといわれ、お祈りしてお礼にこうしたも
のをお供えしてあるのです。」とのことであ
った。「火別れ地蔵とは面白い名前ですね。
どういいういわれでしょうか」と水を向けてみ
ると、「ここは階見との村境で、いつの頃のこと
か、階見のお坊さんが死んでそのあたりで、
村内に火事がたえないので、村の人々はこの

坊さんをお供養した地蔵を、村送りにしようとの村境に
立てたのが、火と別れるというのが火別れの地蔵さんとい
うことになったそうです。なんでもその坊さま、火遊び
がすきな方だったとかいうことのお」。それにしても、
お産や耳の病気とどうい関係があるのかは聞きもらした。

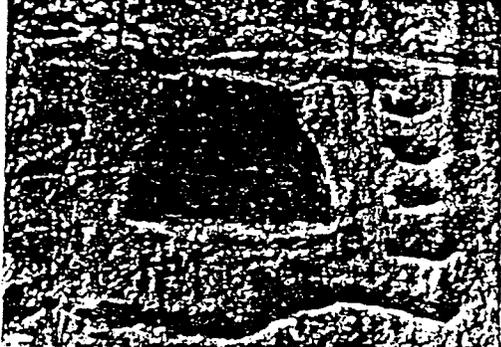
1,300年前窯跡発見

桑木で

草地造成中

今年三月、桑木・福井三幸さんの草地造成中に古い窯跡らしいものが発見され、町教育委員会は府中高校地歴部に発掘調査を依頼していました。

その後の発掘調査で窯跡から須恵器片が出土しており、土器形式などから約千三百年前のものであることがわかりました。



草地造成中に発見され、発掘された1号窯

調査に参加された府中高校地歴部OBの福島正文さん（父木野・現在別府大史学科三年）の調査書は次のとおり。

柿ノ木原窯跡は三和町大字桑木柿ノ木原に所在し、海拔五百m、芦田川と上下川の水上の分水域の小谷に立地する。

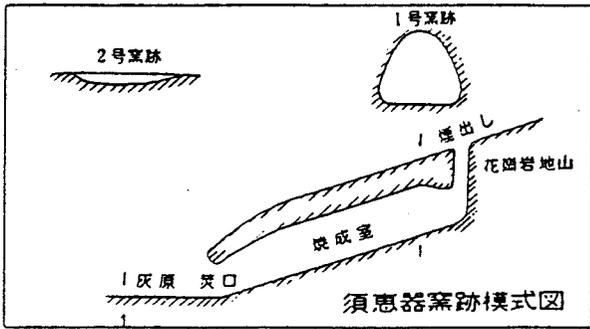
もと柿ノ木原と呼ばれる此の小谷の地形は勾配のゆるい段原となっており、その斜面を利用して古代の須恵器の窯業が広く行われていたようです。

三和町の西端、瀬戸内海から芦田川にそって通りきると、およそ神石高原の姿を見せる此のあたり一帯は、出土する多数の考古学的遺物により相当早くから人類が住み、生活を営んでいたようです。

（現在、柿ノ木原西端で縄文後期・晩期二千五百年―三千年前の土器片が採集され、分布範囲に住居跡が存在することが考えられ、さらにその上層部には弥生時代二千年前の土器片もあり通稱として此の地に人類の営みがあった事が伺える。）

この附近桑木丸山にかけて柿ノ木原の様な小谷が多くどんな小さな谷にも必ずといってよいほど遺跡が存在し林の中の遺跡との出合いは当に神秘を感じさせられます。

さて今回調査した窯跡は柿ノ木原の谷の北斜面で、南に向く段原の中此から花崗岩の地山を下から頂上に向かってくりぬく形で窯の構築がなされており、焚口から煙出しまで十九―十八度の傾斜を持つて窯床が調整されていました。



須恵器窯跡模式図

現在二基の窯が発見され、これらのほかにも附近にはまだ多くの窯跡や附属施設があることが分布調査によって考えられます。その窯の一つは前部が破壊されていますが後部の煙出し付近が奥行二mほど残っており、これを一号窯とし、他方の山頂に近いあたりで灰原の断面が出土したのを二号としました。

一号窯は横一、六m高さ約一、三m位で調査によると新旧二基の窯跡が重複している様子が見られ、さらには窯の中には長い間にわたって窯が焼かれた事を示すように灰土や窯壁・須恵器片が層を織り成していました。須恵器片の中には完成の種子のわかるものもあり、土器形式によって此の窯の年代の手がかりとなるものも認められ、

今後広島県出土の須恵器の調査となるものも得られました。

二号窯は灰原と言って窯の前部で、ここからも多くの貴重なデータが得られ、その上に此の窯は完全な形で残っていることがわかりました。この窯については今後期待が各方面の方々からかけられています。

今回の調査をまとめて見ますと、今から千三百年前、七世紀末―八世紀初めにかけて此の附近一帯が広く窯業地帯として栄え、須恵器製作の技術を携えた職業集団が住居を構えていたことになり、そして生産された須恵器がここで使われていたかは現在不明ですが、おそろしく近隣の集落に運ばれたとすれば、その集落の暮らしよりも伺えます。

生産手段という生活に直結した問題は文書等には残りにくく、考古学的遺物によってのみそれを知る事ができるのです。

現代から一気にな千三百年も昔に飛び越えた様な話ですが、時間経過から未来まで一線につながるものです。未来を考えるには現在をよく知る事が必要です。現在がどうしてこのような様子であるかは過去の祖先の長い営みの上に、あることを見のがせません。そして過去が克服されて現在がある様に、未来は現在が克服されて存在するものでしょう。この様に郷土の未来について私達が何をすべきかという問題の答を無言の内々に教えているようです。

旧芦田郡福田村の

小野新四郎翁の

人となりと桑木村について

九月十日福山市芦田町在住の郷土史家、河村 洋先生をお招きして文化講演会を催しました。

三和町桑木の集落を背にした山腹に部内一の表水面積と豊かな水量を誇る平石池は、昭和の大改修ともいべき工事が先年行われ、この池は福山藩時代(阿部



昭和の大改修が施工された現在の平石池

藩主)当時の芦田郡福田村の庄屋小野新四郎が藩侯の使命を帯び造宮したものです。

このことは池畔の草むらに建つ遺愛碑(多くは頌徳碑と呼ぶが)に顕彰され、かつ広報さんわ一三五号で「旧桑木村復興史上の一考察」と題して紹介されておる処です。

今回再び掲載したのは、講演をおききして翁の業績が余りにも大きく、また人となりが実に素晴らしいことに今更のように感動したからです。

翁は晩年全国六十余州を行動して、今日歴史上の人物として知名度の高い名士一、九五三人から、漢詩・和歌・俳句の名筆、名画を乞い、菓大成した海内偉帳(新聞紙大の大きさ、厚さ七・五厘、屏風折りにして、その表裏一杯に貼りつめたもの十冊)は、小野新四郎氏の生家、芦田町の国頭家に秘蔵の宝として保存されてきた。

今日世に紹介されようとしておりますが、当日聴講者はその二冊に接することが出来ませんでした。このためあえて拙文

を掲載することにした次第です。

小野新四郎氏は福山藩福田村の庄屋に生れ、若くして親に死別その庄屋を継いだ。大変父母に孝養を尽くしたと伝えられ、毎夜必ず按摩をして親の安眠するのを待つて床についたと言われている。

庄屋として阿部藩に仕え、命ぜられて富谷池(福田村)の拡張工事を指揮し、五尺のカサ上げ工事を成し遂げた。この池は鶴戸池(沼隈町)・春日池(?)・服部池(駅家町)に次ぐ大池であった。

この新四郎の業績が認められ、奇しくも当時の芦田郡桑木村(現在の三和町桑木)の庄屋を兼ねる処となった。

当時桑木村は福山藩からすれば避遠の領地で、加えて土地は瘦せかつ湿潤で米麦は収穫が少なく、村人の年貢は滞り夜逃げする者が多かったという。

このため、ますます田畑は荒廃して村は亡びる寸前であった。新四郎は藩に年貢の減免や借金を敷願するなどして、組頭岡田三右衛門を筆頭に、村人達と平石池の造営や疎水工(暗渠排水)などの大工事を成し、見事に美田化する共に福沢用水を溝々と貯えた溜池の造営に成功した。

また当時は、沼隈以外では作付けを認められなかった蘭草の栽培を藩に訴えて導入するなど、利益の増収を計った。

このようなことが総て遂に藩庁に金を預け、その利子をもって村費を賄うほどになり、亡村といわれた藪々の桑木村は富村に

なるに至った。

二宮尊徳にも似た人徳と、この偉業に藩侯は大いに感服して文化中巡視の際、八幡神社の境内に新四郎を招いて朱塗りの盃を、また組頭三右衛門には青銅五百匁を賜った。また新四郎は苗字帯刀を許された。

因みに新四郎は明和六年(一七六九年)に生れ、弘化二年(一八四五年)死没、七十六才の生涯を終えている。死後十数年後新四郎を祀る宮を建立する議が村人によって起きたが、新四郎の子供達は固く辞退したため、これに替えて遺愛碑が建立されたという。なお新四郎がいつまで桑木村の庄屋を兼ねたかは定かでないが、岡田三右衛門の孫がその後の庄屋となっていた。

大役を果たした新四郎は、親の五十回忌を済ませ隠居の身となったので、若い頃からの念願であった名士の書画を乞い集めるため六分(巡礼)の姿で旅立った。天保三年と五年の二回、四星権をかけて全国六十余州(当時は備前、備中安芸の国などと呼んでいた)を巡っており、当時その名が風靡していたであろう名士、例えば渡辺華山、大塩平八郎、頼山陽一族宮茶山或いは吉原の遊女などの作その数一、九五三人、武蔵の国三〇一人、安芸の国一六八人、山城の国一一九人などの順に多い。

集められていないのが因幡、飛騨能登の三國だけで、将に任巻というほかはない。

新四郎の晩年は彼の人生観をより確かにし、かつ充実したものであったに違いないと思える。それにしても歴史を繙く中で、このような偉大な人物が本町にわかり合っていた因縁の大きさに驚くほかはない。

おしまいに当時新四郎が他藩に出国するに往来手形を必要とした

当時は庄屋や旦那寺(異教禁止の出生などが寺に登録されていた)が発行したものが保存されている、興味ある資料なので参考までに掲載し欄筆する。

往来手形の事
真言宗福証院 旦那
備後国芦田郡福田村
住人 小野新四郎
右の者今般宿願の儀之有り、諸国大社巡洋に能出候、因々御閑所お通じ下さるべく候、且つ入領に及び候節一宿の儀、なお川越など御助借下され度頼奉り候もし何刻途中において相懸い候はば、御厄介乍ら快気致し候まで、その御処に差しおかれ、よろしく御加恵仕されたき様には、頼奉候、万一病死致すなど候はば、その御処御作法を以てとむらひの儀お取計らひなし下され候上、御便宜をこの元元御通達の儀よろしく頼奉り候、何れ旅中不案内の儀万端御迷惑仕す候様御心添えの程一偏に頼奉候依って往来手形件の如し

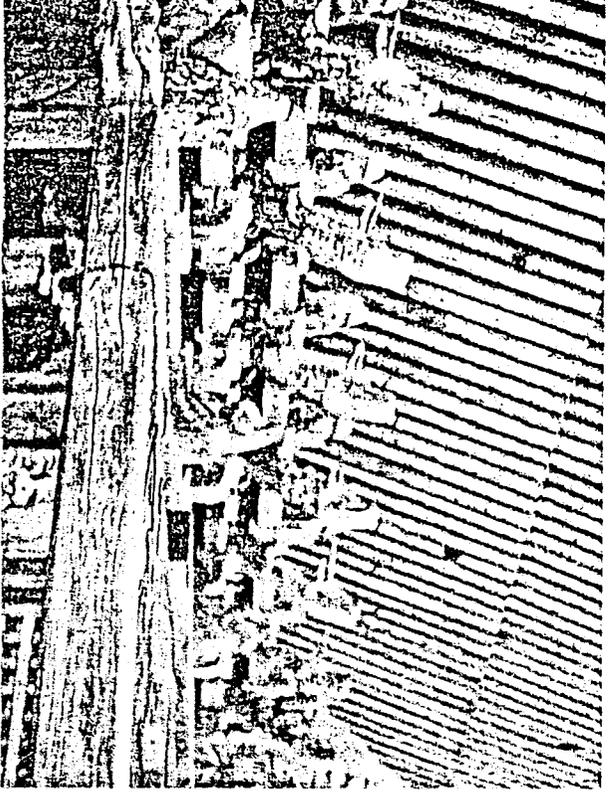
(注)川分りやすく解説したもの)

以上
(文責教委事務局に在り。史実に誤りがありましたら御指導をお待ちしております)

光末清瀧神社

三和町指定文化財

*



清瀧明神の本殿軒まわりの斗拱

光末清瀧神社は三和町大字光末のはば中央に鎮座。当社の動静はつまびらかでないが、山号を「古厩山」と呼ぶところから相当古い時代からの社であったと思われる。現在の社殿は棟札によれば享保二十一年の卯月穀旦の建立であることが明らかである。時恰も中御徳川八代將軍宗廟時代であって、

木造流れ造り、入母屋一重破風風であって屋根地は粉葺であるが過ぐる昭和三十年銅板に葺替えた。構造は桁行二間一尺三寸梁行二間一尺柱の長一丈五尺で一八本、周間は広縁で幅四尺、椽母数一三坪二合五勺である。抑当神社が昭和五十一年度に三和町の指定文化財にされた所以は写真に掲げられているように極めて精巧な彫刻がされ、神祕で荘嚴が同われ優秀な作で、古老の言にも名工匠左甚五郎高弟の作であると伝えられる程の傑作で、参詣する人々の驚嘆と尊敬が払

われているわけである。先ず御本殿の柱の上部軒を支える升組工梁の間に周廻に亘り計二十四頭の突出した龍の頭が精巧に刻まれたものが配置され、特に建物の四角には二頭が重複して刻まれている。又正面の外陣並に内陣の柱の上には狸の頭が覗いている。次に御本殿の正面の御拜口の虹梁の両端の木鼻には巧みに刻まれた別の構想による龍頭が突出している。尚虹梁の上部並に基上の桁には雲形の彫刻が見られる。又御本殿の正面の外陣及基裏面の外側の壁の上に三面の額側面には二面の額の間が取付けられ、鳥、魚荒波の模様が浮彫りされているが何れもそれぞれ異なるが考案で工作してあるのが目を引く、何れにしてもかような恐怖するような動物によって、外部より侵さんとする

る悪魔を払い退けて、御神体を固く守護し奉らんとする、意図の発想に外ならぬと思われ。先程欧州旅行中我々の教会の外部に狸の頭と思われる彫刻したものが周廻の所々に設けられているを見て同感であった。次に破風は棟の両端と棟の中央より南面して三か所にあるが中央のものは両端のものより彫刻が異なっている。千木は棟の東西の両端に二か所と中央の破風の上に一か所、檼木は棟に三か所と中央破風の上一か所に配置されている。彫刻は創建時に彩色されていたが何分二百年前に茶かれたこととて久しい間の風雨に晒され今頃は褪色している。所々に彩色の面影が残っている。建設された当時の拘泥な荘嚴さが同られる次第であります。文化財保護委員会

清瀧神社 三和町光末 重近古屋

宇重近古屋にあり 祭神 天照大神・保食神・大物主命。旧村社。神石部内の神社では最も古い。天平年間(七三九)に四九の重割を伝える。武家勢力が八幡信仰をもちこむ以前の在采(領)の名残であろう。享保二年(一七二七)建立という現本殿には竜の突出彫刻二四、象その他獸頭十数個の彫刻が彩色して施されている。唐破風の造出し、極彩色の格天井など、様式的には日光東照宮の権現造に相似し、左甚五郎またはその高弟の作と伝える。真偽は別として飛騨の工匠系統の作であることは確かであろう。なな(隨身門)に安置される豊前尊神・備前尊神の神像は桃山以前の様式をよく伝え、本殿の再建以前より当社に伝

来したものである。元和五年(一六一九)の備後国知行帳によれば一五五石余、元禄十三年(一七〇〇)の備前検地で二〇五石余となる。福山藩水野家断絶後幕府領、享保二年(一七二七)以降豊前國中津藩領。

光末村 三和町光末

上村の南に、南を除いた三方を上村に囲まれて位置する小村。中世には志保利王に合まれ、村名は名田の名に由来する。村域内に常員・秋信・小丸・有友・安則・友成・重近などの小字名がある。宗兼遺跡・清瀧神社境内遺跡・大上遺跡などの弥生遺物散布地、小丸山・秋信奥・有友・光末・大上・友成の(古墳群)がある。

元和五年(一六一九)の備後国知行帳によれば一五五石余、元禄十三年(一七〇〇)の備前検地で二〇五石余となる。福山藩水野家断絶後幕府領、享保二年(一七二七)以降豊前國中津藩領。

各社の御祭神と由緒

(3の4)

光末清竜神社

光末清竜神社の本殿は、二間一尺の正方形作りの小社ではあるが、竜の突出彫刻二十四、獸頭十数個、本殿内にも立派な彫刻があり、また本殿正面軒裏には一米近い龍彫手法作りの立派な調刻など多く、近郷の神社には稀に見る神社である。[碑によれば徳川初期の名工左五郎の弟子の作だと伝えられ、棟札には「享保十二年丁未卯月穀旦二十七年……二五二年前」大工藤原朝臣安氏富右衛門直忠とある。朝臣とは天武天皇制定の八色の官位の第二位なので、高位の工匠の作と考えられる(建物について調査中)。その真否の調査にかかり、初代基五郎氏より九世代の左光拳先生(丸世代とは初代基五郎氏父足利將軍義照公につかえた武士であり、築城学者であった。伊丹左近尉正利の流れに返り、武士となった方が二代あり、初代基五郎氏のはじめた彫刻や大宮大工棟梁の仕事にたずさわらなかつたので、光拳先生の生まれは九代なるも家業系統は七代なるが故に九世七代なのである。)に文書や写真を送ったり、電話で指導を仰いだ結果、去る一月十三日の書状で「光末清竜神社の件について町の文化財として指定になってい

る物とて、立派な建築物と存じ上げますが、その棟梁に關しましての二代並びに三代の弟子達の記録が戦災で焼失致したので何とも申し上げ様もありませんが、竜頭が二十四か所から突出しているなどは珍しい様式でありますので、あるいは日光東照宮の陽明門にそうした様式がありますので、その様式を二代か三代が指示して作ったものではないかとも存じ上げますが、弟子云々については、その彫刻(宮彫)の刃法を拝見しないと何とも申し上げられません。いずれにいたしましても日光普請の關係者の系列に入る建築とも存じ上げる次第です。また、五月十二日の書状で、「冠省先日はお電話にて失礼を申し上げました。さて二十日頃前後に研究もあつて、

奈良方面に一寸出かけますので、その帰りに都合がよいようですとお伺い申し上げたく存じております。尚、人々がお集まりでしたら大学や高裁(高等裁判所)などで左基五郎の史実に関する講演なども致しておりますので、面白くその話などを致してもよいかと存じております次第です……。」以下略。

左光拳先生

来町視察

先生は宮の彫刻を見られて「狩野派の必修画法から来ており、名工基五郎流の棟梁の作と見られる年代よりして、三代基五郎時代の作なるも、三代基五郎の弟子の作なるか、否かについては戦災で記録が焼失しているので更に調査の要がある。

大工藤原朝臣安氏富右衛門直忠とあるのを見ると、彫刻者は讃岐の塩飽系(香川県塩飽列島のこ



県の文化財として指定の
価値があると折紙つきの彫刻



視察の後記念講演が行われた

とで三十余島よりなつてける)宮大工で官位を持った棟梁で精巧な彫刻から見ると三代基五郎勝政にあるいは關係があるかと考えられるが研究を要する。」と結論は出して下さらなかつたので、今後先

生の研究の結論を期待する次第である。

先生に最初見ていただいた同社の随神門の豊岩尊神・備岩尊神の二体は清竜神社建立以前のものと建立の時、他より寄進されたものと考えられ、桃山時代以前の作であると折紙をつけられた。

また、本殿東上段の大神宮社殿は、年代は若い、宮作りとして立派だから、文化財として指定する価値があると話された。

講演では、徳川初期の文化概要に含めて、初代基五郎の史実と一般に流布している浪曲、講談、童話等で、真しやかに、そして面白く、おかしく、また、同情的に作

者によって作出された史実と異なったり、無き史実等を指摘して説明したり、最近大学教授や研究家等によって、究明発表された建造物や器物について、事実を説明して下さつた。

一例を挙げると、京都知恩院の廊下の、俗稱駕籠り、特殊「かすがい」の使用によるもので、板のきしみ合う音では無く、駕の鳴き声を表現したものでは無く、覆所に無用者の侵入防止を考案したもので、現在の警報的役割音である。また、日光の鳴竜は反響の原理で竜が鳴くのではない。

また、竹の水仙の開花は竹の繊維が吸水して花が伸びて開き、わずみの燭台中に仕込んだ、細管と空気と温度を利用して、油が減少すると、わずみの口から油を出して、下の皿に入れる仕組の考案であること等、幾つかを説明して下さつた。以上は講演中の何十分の一かの例である。

三和町文化財保護委員記

左光拳先生の略歴

美術学校彫塑科卒、国宝修理の奈良美術院で修業、外遊二回、初代史実研究をなし、一著を発表し、アカデミー賞受賞、日本画皇室賞上五回、日本表象美術協会彫刻出品に五十二年慈愛と題した馬の親子特別賞、五十二年平賀源内木彫彩色像に最高の日本文学賞受賞等その他多くの賞を受けておられます。

光信村 三和町常光

志摩村の東にあり、東は上村に囲まれる谷あいの村。中世は志摩利任に寄られてあり、地名は名田の名を引継ぐものであらう。小字に五反田・行竹・竹島・南迫・日南・中ノ坪・半田・日本迫・堀切・神子ヤ峠などがある。元和五年(一六一九)の備後国知行帳には「光延村」(一四三三石余)とみえ、「寛文朱田留」でも同表記。元禄一三年(一七〇〇)の備前検地帳以降光信村(一五七石余)となる。福山藩水野家断絶後は幕府領、享保二年(一七二七)以降豊前國中津藩領。

谷の北端に城山とよばれる山があり、城跡が認められる。頂上を二段に削平して郭を作り、井戸跡もあるといふ。城山から一キロほど離れた光信谷の西の支谷に「止処」と称する屋敷がある。村域内に寺院はないが、慶田彦神社があり、相殿に菅原大明神を祀る。元禄一三年の光信村御検地水帳(三和町役場蔵)によれば当時は小中倉神社とよばれており、その後白鬚神社と改称、明治四年(一八七二)現社名に改めたといふ。社蔵の棟札によれば天和二年(一六八二)に改築されており、疾病の守神として地蔵の人々の崇敬を集めている。村の鎮守は上の八幡神社であった。

常光村 三和町常光

小島村の西方南部に接し、東は龜石村、西は上村に挟まれた南北に細長い小村。東・南・西は丘陵に囲まれ、北へ向かって開いた谷あいに集落が形成される。中世は志摩利任に寄られ、村名は名田の名を引継いだものであらう。村域内に重藤の地名があるが、明応四年(一四九五)一二月二九日付室町幕府奉行入道審書(前田家所蔵文書)に「御料所備後国志摩利任地頭職内公文名目三三三石本役分事、近年勘河合職内之、割三石(東山)下(下)」とみえるものか。延永・行里の地名は伝わらないが、家号とする家が残る。また天文四年(一五五五)の小島村八幡宮御當日記引替(松井益人氏蔵)によると神事の役割分担のなかに「苦文田頭」を担う家があり、現在も公門という家号の家があることなどから考えて、常光村内に志摩利任の公文名があったことが推定される。

元和五年(一六九)の備後国知行帳では重藤村(八四石余・常光村(一六石余)の二村として高付され、「寛文朱田留」でも同様、元禄一三年(一七〇〇)の備前検地帳以降常光村(二四石余)となる。おそらく寛文一〇年代の坪地詰実施頃に一村となったものであらう。福山藩水野家断絶後は幕府領、享保二年(一七二七)以降豊前國中津藩領。村内に寺院はなく、鎮守は小島の龜山八幡宮であるが、伊勢隨神社が重藤にあり地域の信仰を集めている。創立年代は不詳であるが、中世重藤名時代に地蔵神として祀られたものと思われる。神体は伊勢参詣にまつわる伝承をもつ「磨石」といふ。高木城跡・中城跡があり、いずれも馬屋原氏一族のものといえる。

上村 三和町上

小島村・常光村の西に位置し、北は阿下村、西は高屋村。小田川沿いに開ける沃野のうち最も広闊の地蔵をとり、高屋・阿下とは山や峠で境をなすが、他の地域とは沃野続きである。神石郡内で最も平地に恵まれた当地域

には、除地一帯遺跡・大上遺跡・城江遺跡などの弥生遺物散布地や、友重・柄ノ木・梨迫・奥城江西・奥城江東・奥城江北・尾迫・陸地・つつみ塚など多くの古墳群がある。なお付近の村々が多く中世の名田系の地名を伝えているのに、当村が上という一般地名であるのは、当地辺りの一動脈である小田川の源に位置するためと思われる。中世は志摩利任に寄られてあり、油木八幡神社(現油木町所蔵の大般若経第三三〇巻奥書に「備後志摩利任上保八幡常任備後国細調郡尾道西国寺尾崎坊書写畢 于時応安七天山林鏡十二日右筆金剛仏子幸範」とみえる。当時の名田の名を伝えるものとして、信末・友信・時久・貞清・國清などが小字名としてあり、墨居山の修験者と関連をもつと思われる先達、また殿畑中などの地名がある。

中世、神石郡内で最も大きな勢力をもつ馬屋原氏が西遷して最初に住したのが当地と伝え、城江にのる有井城はその本拠といふ。伝承では一三世紀後半に馬屋原貞宗が来住したのに始まるといふ、永正年中(一五〇四-一五二一)馬屋原正国が小島に九鬼城を築いて移るまで馬屋原氏の本拠だったとされる。九鬼所立(本立)子城といふ(神石郡誌)、丘陵上に三段の郭があるが居館的要素が強い。名称からみて志摩利任上保の公文屋敷と関連があるのでないか。北方数百メートルの所に梨迫城跡がある。空堀と数段の郭がある本格的山城で、馬屋原氏一族の成衆の居城と伝える。有井城と一体のものとして機能したものであらう。

元和五年(一六九)の備後国知行帳では町七〇〇石余、元禄一三年(一七〇〇)の備前検地で二千二百石余となる。福山藩水野家断絶後は幕府領、享保二年(一七二七)以降豊前國中津藩領。鎮守は八幡神社、治暦元年(一〇六五)豊前守佐八幡(現大分県宇佐市)の分靈を勧請したと伝える。日蓮宗正覚寺は宝徳二年(一四五〇)の創建といふ。

日蓮宗正覚寺は宝徳二年(一四五〇)の創建といふ。

三和町龜石

井関村の西に位置し、南は津田郡(現富山郡新市町)。神石郡(龜石)の名称の發祥地とされ、郡衙所在地と推定されている。村域内および井関の龜石寄りに古く田の地名があり、郡家との関連が考えられる。また南西に隣接する父木野にも龜石の地名があるので、古代の神石郷は当地龜石を中心にしてそれらの地域にも及んでいたものであろう。八つ塚古墳群、高下田古墳・平丸古墳などがある。

元和五年(一六一九)の備後国知行帳によれば、一四一石余、元禄一三年(一七〇〇)の備前検地で一五三石余となる。福山藩水野氏断絶後は幕府領、享永六年(一八五三)阿部氏の加増地として福山藩領となる。

当地の明見神社は神皇元年(七二四)大和石上神宮(現奈良県天理市)の分霊を勧請したといわれ、岩上に火魂が降り神託に「岩裂根裂の神なり」とあったので祀ったと伝え、自然崇拜・採鉄・武器製作など古代人の生活と密接に結び付いた信仰であることをうかがわせる。また石上神宮が物部氏に關連をもつ社であり、古代志麻坂(北陸)に所在する物部水海の名がみえる(宝永五年三月「勘請」正徳院文書)ことからすれば、大和系勢力が早くから入った地域であることを想わせる。境内は龜石神社に地名起源となった龜石がみえたと伝える。

鎌倉時代、源氏の庶流と称する岡田貞正が甲奴・神石・惠美三部の郡司として入部、当地の大坪城に居城したと伝える。岡田氏は元弘の乱(内藤実重を中心とする宮方に滅ぼされた)と、城跡は龜石(天野)の中心の孤塁を三段に削平した土層形式で、郭や堀の跡が残る。このほか大寄山城跡(龜石)と、大谷城跡などがあり、城主は前者に内藤実重・内藤清実・福場成利・福場盛勝など、後者に大内直重・大内重若丸・川上政秀などの名を伝える。寺院に心安五年(一三三二)開創と伝える曹洞宗南泉寺があり、九鬼城主馬場原氏の菩提寺として軍陣守護の本陣見沙門天おちよ同氏の位牌を祀るといふ。

小島村

龜石村の北、大矢村の西に位置する広域の村。江戸後期には「小畑」とも記された(天保地誌)。東流する小田川流域に神石郡隨一の天野が開け、安田(現油木町)と上下(現甲奴郡吉野町)を結ぶ街道に合って中心集落がある。村域内に河原郷(跡跡)跡(現天野)、岩屋遺跡(同)、河原郷・原八つ塚・大門などの古墳群があり、古代志麻坂(前名)の中心地と考えられている。中世には志摩利庄として推移するが、在地支配に当たっては馬場原氏であった。

元和五年(一六一九)の備後国知行帳では小島村二八〇石余・酒屋村二五六石余・末元村九二石余・折口村八〇石余の四ヶ村であり、「寛文朱印留」でも同様、元禄一三年(一七〇〇)の備前検地帳以降小島村(七五石余)一村として高付される。おそらく寛文一〇年代の淨地詰実地帳に一村となったものであろう。福山藩水野氏断絶後は幕府領、享保二年(一七一七)豊前中津藩領となり、以後備後所在中津藩領を治める代官所が当地に置かれた。

元和段階の村名は地名としては伝わらないが、坂屋(酒屋)・折口・末元は家号として残り、小字名に政行・矢野・矢頭・宮谷・上中筋・下中筋・河原郷・馬場原・大門・城谷などがある。廃藩置県後、一時当地に郡役所が置かれたが、のち郡行政の中心は現油木町に移った。現在は町役場その他の諸機関があり、三和町の中心地と見られている。

志摩利庄
古代の志麻坂(前名)の系譜を引く庄園。小島を中心として上・光信・光末・常光・龜石・父木野を含んだといふ(編名区)。油木八幡神社(現油木町)所蔵の大般若経第三〇巻奥書(安正元年)に「備後志摩利庄上原」、慶正二年造内裏段銭并国役引付に「五貫文(中略)伊勢備後入道(後醍醐天皇)正徳院」又(天明)一四五廿三と見え、「親元日記別録」政所略記引付に「伊勢七郎右衛門尉貞照」又(天明)一四五廿三

次神取荷物之間、度々被成百文早、不日被百上彼者可預(御)下知候、云々

とある。また明応四年(一四九五)二月二十九日付伊勢七郎右衛門尉宛の室町幕府奉行入達書(書簡)前出家所蔵文書に「御料所備後志摩利庄地頭職内公文書(時)三三九本役分事、近年輪岡守難洪之、刺三名(現伊勢守)并長宝寺領内田地七段等、称彼下知、宮邊江文五郎押付云々」とみえる。これらによれば当庄は室町時代、幕府料所であり、幕府の政所執事を世襲した伊勢氏の一族が、代官として段銭(國役)の徴収などにかかわっていたことが知られる。國役引付にみえる伊勢備後入道は貞照の父貞家か。

下つて年欠一二月七日付毛利元就宛の大内義隆書状(山口県文書館蔵)に「至三村取出張之由候条、至志(利)口早々可有發足候」と見え、永禄一一年(一五六八)には志摩利庄二五〇貫の地が毛利元就・輝元により馬場原少輔五郎に知行安堵されている(備前藩領所収馬場原三部家文書)。また慶長二年(一五九七)には当庄のうち八〇石が毛利氏より馬場原元詮に給地として与えられた(同生八月二六日付「毛利輝元宛行状」山口県文書館蔵)。

中津藩小島代官所跡
小島集落の中心部谷にあり、北に固屋城跡、西に龜山八幡神社がある。元禄一一年(一六九八)福山藩水野氏断絶後は幕府領となっていた神石郡三村、甲奴郡二村、安那郡二村の計三六村二万石が、享保二年(一七一七)豊前中津藩領となり、その支配のため代官所が当地に置かれた。初代代官は父木野村の庄屋であった村田知賢で、以後一四代にわたって代官職を世襲。また八代知広の弟より別家をなし、これも五代にわたって代官を勤めた。代官所のうち役宅は藩置県後、郡会所、小学校となり、現在は公民館などになっている。居宅の一部は昭和三〇年代まであったが今はない。井伏鱒二の筆になる「小島代官所址」の石柱が立つ。

知行分備後国志摩利庄代官備中国原地下人守 護被官平平安芸守等、有(上)上、去々年極月於路

固屋城跡 ③三和町小島 固屋本

室町時代当地一帯を在地支配した馬屋原氏の居城。小島集落北西部にある独立丘陵状の山全体を城郭としており、南に延びる支尾根上に居館跡がある。山の南北方向と西方に延びる頂部平坦面および南斜面に郭を配し計六郭、背後の鞍部を短切って城郭を独立させている。頂部の郭群は放射状に各々二一〇メートルの比高をもつて連なり、北面は盛土、削平により急峻な絶壁をなしている。居館は小島集落からの比高差四〇メートルほどにあり、三段に削平されている。跡地を現在古殿とよぶ。なお居館跡のある丘陵南麓一帯にある家々を、近世には土居組とよんでおり、土居姓の家もある。別居館があったとも考えられる。近年の発掘調査で土師質土器(四・風鏡片)の破片・鉄釘・北宋銭・小柄などが出土した。

築城時期・経緯は不明だが、伝承では上の有井城の馬屋原本家に対し、のちの上総から来住した馬屋原光忠によって築かれたという。しかし馬屋原弥四郎家文書「御出陣」所収の系図によれば、馬屋原氏は源義家の弟義綱が上総国馬屋原庄に住して馬屋原を名乗ったのにはじまり、左衛門大夫光忠が建永四年八月三日没の代に初めて備後国神石郡に來住して城を構えたとする。馬屋原氏一族が城主であったことは確かであるが、詳細はわからない。なお西備名区は光忠の子光宗以下、綱村・秀広・弘光・光宗・光元・義盛・義綱・義勝・義政・元範・元正(元正は元正を城主としてあげる。これらは前引系図によれば馬屋原氏の嫡流であり、元範は毛利元綱の嫡子が義政に嫡子がなした養子となったものである。なお文禄四年(一五九五)九月一日付毛利輝元代官補任状(山口県文書館蔵)によれば元正は安北部馬木(現広島市東区)、同郡久村・諸木・末光・岩之下(同安部北區)の五ヶ所七八九石余の代官に補任されていた。その元正は固防山口に移っていた。

九鬼城跡 ③三和町小島 久木

室町時代当地一帯を在地支配した馬屋原一族の居城。志摩里城ともいう。小島盆地東側の丘陵中、周囲を比高五〇メートル前後の丘陵に囲まれた最高所にあり、龜石平忠・小島などの集落に対する見通しはきわめてよい。遺構は小島盆地とは低丘陵と谷で面された南北二つの峰に広がるが、人工の跡が顕著なのは北半分の峰で、鞍部は五条の空堀とそれらに挟まれた四条の土塁とで画し、頂部へも削平して絶壁をなしている。頂部の主郭は六〇メートルに及び、前・側面に五一一〇メートルの小郭があるが、ほとんど単郭に近い構造である。西側山麓よりの登山道には平壇と土塁を複合させた門のような郭がある。

西北方に固屋城、西方は龜王山城および当城初代正國が再建した龜山八幡神社がある。また北方の谷沿いに馬屋原氏の菩提寺岩屋寺があり、その旧境内には多数の五輪塔がある。土居別荘跡は確認されないが、土居姓の家は現存する。龜王山城はわずかに三〇〇―四〇〇メートルの距離に位置し、その形式からみてもあるいは居館かとと思われる。

築城の経緯には不明の部分が多いが、「西備名区」は初代城主を馬屋原但馬守正國とし、「大内麾下、永正年中、上村有井城にあり、大永七年能教山岩屋寺建立す、其頃雲州尼子、防州大内家と備後國を争ひしは、戦へとも勝敗決せず、其勦暫、尼子に從ふ、舍元政、大内家に從はんとす、故に不和の事おこり正國有井城を去て平川に寓居す、平川、毛利家に屬し功あり、毛利家に断り正國を志摩利にかへす、故、元政も毛利家に從ふ、因、益正國、当城を築きて移れり」と記し、以後の城主として宗治・正成(成広)・元正・春時(春作)・重頼をあげる。

龜山八幡神社 ③三和町小島 矢頭谷

九鬼城跡の西方にある。治應元年(一〇六六)山城国石清水八幡宮の分靈を勧請したといわれ、祭神は応神天皇ほか。旧郷社。元弘の乱における争乱で火災に遭い、のち永正年中(一五〇四―一五二一)九鬼城主馬屋原正國が再建したと伝える。その後たびたび火災に遭い、福山藤生水野勝種による再建もあったといわれる。神社殿は元禄一六年(一七〇三)のもので伝える。享保二年(一七二七)小島村が中津藩領となつて以降、藩主の祈禱所となっている。宝暦八年(一七五八)の石造常夜灯塔は、これは小島のほか、坂瀬川・井関・時安・大矢・阿下・上・光末・光信・常光・龜石および李・安田・近田・上野(現油木町)の計一五村の八幡社の本社であつたことが知られ、中津藩領・幕府領を問わず近在の一円の祭祀共同体の中心であつたと思われる。石段の横にある大の木は樹齡約三〇〇年といわれ、県指定天然記念物。ほかに社裏にはそこの大木が多い。

岩屋寺 ③三和町小島 岩屋

九鬼城跡の北方、小田川に沿う東西に長い岩屋の中央に位置する。山号能教山、臨濟系水原寺派。寺伝によれば行基の開創で、本尊薬師如来も行基作といわれる。靈場星居山に關係をもつ潘書山(山田教寺)・現居山(山田)が長保五年(一〇〇三)に來住したこともあつたがその後荒廢、備後北部の龜鹿庄地頭山内通實が永仁五年(一一二九)に再興したと伝える。その後再び衰退したが大永七年(一一二七)九鬼城主馬屋原正國が再建し菩提寺とした。福島正則のとき寺領は没収され衰運に向つたが、中津藩領時代加蓋が整備され、今日に至るといふ。

東方三〇〇メートルの旧境内地に五輪塔が數十基あり、馬屋原氏一族のものも伝える。また正國以下五代の位牌が伝わり、現山門は九鬼城の城門を移したものである。

河下村 ③三和町野阿

小島村の北西部に位置し、北を神石郡内一の高峰聖山(八三五メートル)南を高丸山(七四七メートル)は其の支峰によつて囲まれる山村。西南から北東に流れる阿下川谷いに集落が形成されている。上阿下古墳、大塚古墳などがある。皇居山への登山口は、御所ヶ谷・坊主釜などのほか、山深いところだけに木地師の居住跡を示す鳩屋などの地名がみられる。元和五年(一六二九)の備後国知行帳では一五八石余、元禄一三年(一七〇〇)の備前検地で二七八石余となる。福山藩水野家断絶後は幕府領、享保二年(一七一七)以降豊前國中津藩領。領守は八幡神社、心永(二九四一—四二八)以前の創建と伝えるが由緒不明。寺院はない。

皇居山

三和町・神石町境に位置し、郡内一の高峰。標高八三三メートル。近世には「皇居山」と記し、「西備各区」は「此山近郷の高山にて竜山、殿山に連く、此峰より善伯の山々眼下に見へ渡れり、嶺に皇寺あり、福一満虚空蔵菩薩を安置す、正月十四日法式あり、貴賤群参して市をなせり」と記す。山頂からは瀬戸内海を望むこともできる。古くから神聖視され、信仰の対象として崇敬されたらしく、大化元年(六四五)この山に天から光るものが降りるといふ靈異があり、孝徳天皇は役小角にこれを見届けさせただけでなく自らも登山、ついで聖武天皇は行基とともに登詣したといふ伝説がある(皇居山由来記等、平松文彦氏蔵)。法道仙人、播磨書写山(教寺)現(龍山)の(性空)の山にとどまつたことがあるといひ、平安時代初期から真言僧が住んでいたと伝えられる。これらは伝説と思われるが、南北朝初期には山頂に僧堂があったことは、近江水源寺(現佐賀県神埼郡永源寺町)の僧寂室が登山して「遊皇居山僧舎」と題する詩を詠んでいることから知れる。文明年中(一四六九—一七八七)には山腹に真言寺院が営まれていたと伝え、その後没落していったが近年(二〇一〇)に三和町に再び真言僧が山上に住ちようになったという。「西備各区」に「皇居山」とある。

由木町安田の永聖寺は当山の東麓に続く位置にあり、寂室が隠棲していた住居の跡とされ、彼の弟子智隆元周を講山とする。同寺は近世には皇居山の霊理に当たっている。豊前中津藩の皇代官報は毎年正月永聖寺に五石の俵が、皇居山霊理として金三〇〇石を、また山上の真言僧に皇居山の霊理として金一〇〇石を、また村田氏に皇居山の霊理として金一〇〇石を、また山頂の小堂は霊屋であるが、その一部が現存している。

木津和村 ③三和町木津和

阿下村の西に位置し、西は甲奴郡阿見村、南は高蓋村。村域は南北に長く、中央部を西城路が南北に通る。西城路の大部分は現在県道新市一七曲(西城路)となっているが、高蓋—木津和間は階見を迂回するように付寄せられ、旧来の道筋とは変化している。木津和の南端、旧道谷に古道の地名がある。村域内に杉田谷・黒の谷・木津和・大成などの古墳群がある。元和五年(一六二九)の備後国知行帳には「吉和村」(高四三三石余)と見え、「寛文朱印留」でも同表記、元禄一三年(一七〇〇)の備前検地帳以降木津和村となる(高五四九石余)。福山藩水野家断絶後は幕府領、享保二年(一七一七)以降豊前國中津藩領。

古道の城山に木津和城跡があり、山頂に二段の郭が認められる。伝えでは木津和氏が代々居城したといひ、初代太郎興助が源頼朝より神石郡司に任じられ、承久の乱に戦功があったといひ(神石郡志)。頼朝の頃の在郷武士としての郡司などは考えられず、承久の乱後の新浦地頭が、駿河の名族木津輪氏との関係も考えられるが、むしろ在地土着がなんらかの形で鎌倉と関係をもち成長していったとみるのが妥当であろう。木津和氏は室町時代末まで在城、嫡流は毛利氏に従って山口へ移ったと伝えるが、庶流は近世にも在地して庄屋を勤めた。城山の麓に木津和氏の屋敷があるが、土居の地名は伝わらない。村域内に西川内・森川内・下川内・段川内の垣内名が残る。

鎮守は木津和興助が山城石清水八幡宮の分霊を勧請したと伝える八幡神社、寺院に心永二年(二九四五)開創と伝える蓮濟宗永源寺(永源寺)がある。

各社の御祭神と由緒

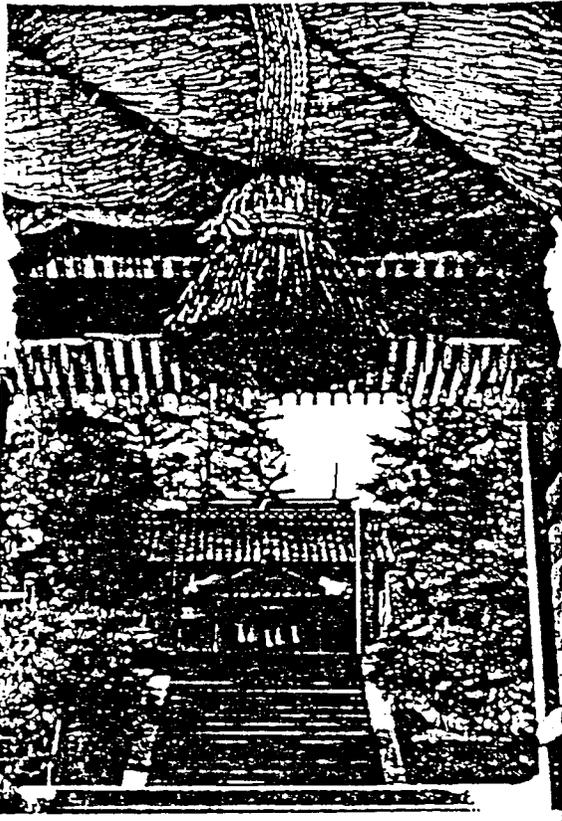
龜山八幡宮 (小島)

御本殿、方三間三尺、御祭神は仲哀天皇、応神天皇、神功皇后である。

当社は御冷泉帝、治歴元乙巳年八月、(今より九一三年前)山城の(因別山)八幡宮より勧請。のち後醍醐帝、元弘年中(六四〇余年前)桜山入道慈俊が備後一宮吉備津の宮に閉じ籠り自害のとき、その余族当社に籠り放火、御本殿を切め宝物、旧記等悉く灰燼となる。その後御白河帝永正年中(四六〇余年前)当時の九鬼城主馬屋原

(但馬守正国)建立。越えて後光明寺永応二癸巳年(三二五年前)福山城主水野美作(才勝)種公のとき、村田伝三郎、江村庄助等再建を願い郡奉行神谷九郎兵衛之を扱い御代官江村正重、田中重信、有地元重等を遣し督業(改築)をした。ついで東山帝享保二年(今より二六〇年前)当地飛地領有豊前中津藩主豊平大膳大夫のとき、当社造宮に

当り今日の社殿が出来上った由である。藩主は当社の信仰篤く領内の人々安穩息災を祈念をしたり、また風・水・旱・疾等の禍の消除を祈念する為の祈願所でもあったと伝えられている。その際祈願料



小島龜山八幡宮の大しめ繩と社



豊平正澄奉獻の鉄灯籠 (享保三年十月)

として年々一定料のお供えをされていたことが書き残されている。また当時寄進された鉄製の灯籠が現存している。なお、かつては郡の郷社として郡民の崇敬の念が篤かった。境内には末社六社と郡の護国神社が建立されており毎年

春秋二回の慶賀祭が厳かに執り行われている。お宮の馬場の下手には豊元帝延元天石の頃(三〇〇余年前)の創建と伝えられている大神宮並に祖霊社が奉新されていて、毎年春秋二回お祭りが斎行されている。次に当社では町の文化財として次のものが指定されている。一、大神宮前の

【中津城下との交通】 享保二年豊前中津領として本郡二十二村が之に属するや、領内檢分共の他處政の爲奉行及代官諸役人の小島村代官役所に出張し、領内の納領を廻り城下に赴く等來往繁し。藩主參勤交替江戸表へ來往の節は、常に神邊驛に代官所役方の者送迎に出で御機嫌伺をなせり。中津城下へ陸路九十八里餘、海路尾道港より六十八里なり。

小島村よりの里程並に飛脚賃銀定 (文化三年)

地名	里程	日限	賃銀(一日銀)	地名	里程	日限	賃銀(一日銀)
中津	四里	四日	百二十日	備前	二里	三日	二十三日
同	同	四日半	百	石州	九里半	三日	二十七日
同	同	五日	八十二日	廣島	〇里	三日	二十七日
同	同	六日	六十二日	倉敷	二里	二日	十五日
同	同	五日半	十七日	福津	〇里	一日	五日
同	同	六日	十二日	羅山	七里	四日	四日
大坂	六五里	五日	五十八日	津	七里	四日	四日
同	同	四日	七十八日	尾道	〇里	一日	四日
姫路	三九里	三日	二十八日	上下	三里	一日	一日

第二章 代官所

一、 沿革

享保二年二月十一日丹後宮津城主奥平大膳大夫昌成豊前中津城主に移封せられ、神石二十二村、甲奴十二村、安那二村、計三十六村二萬十五石餘其所領となり、小島村に支配所を置き代官所又は御役所と稱す。同村に於て公領庄屋たりし村田知實を以て代官に任じ常時領内を統べしめ、時々中津本城より郡奉行郡方小頭郷目付等出張在番せり。村々に庄屋あり庄屋の上に大庄屋ありて納租を扱はしめ、刑罰を處断し、領内の安寧秩序に當る。

明治四年三月十四日廢藩置縣となるに及び第十四代々官村田豊並に村田別家たる第五代代官村田作也を以て代官所を終る。

福山領代官所は來見村吉岡家に置かれ吉岡氏代官たり、又藩領古川村は毛利氏代官として甲奴郡領家村、五箇村をも支配せしも記録なくして其の制度を知るを得ず。

二、 諸 定

御役所規定

正月

一、五日御役人始大庄屋小庄屋年寄迄於御用座數年頭御祝儀中上候年寄共は玄關敷迄罷出來候。

一、同日御用運屬屋平六小畑村御百姓秀右衛門福永村御百姓幸四郎是又御祝儀中上候事。

一、六日御領分寺社御祝儀罷出候尤神安田村永聖寺又木野村法雲寺小島村岩屋寺は寺格有之候に付別段罷出候。

一、十一日出勤始之事。

一、正月中年始飛脚御城下へ差立候事勿論例年當十三日於星居山御祈禱有之安田村永聖寺より御札守差出候に付可差越事。

二月

一、新運上銀當朝日より六日迄に郷目付取立候札引替致候事。

一、村々用水普請所の儀當月初旬迄に村役人下改致積帳追々差出候に付相揃ひ次第詰合の内一人出立見分候事。

一、村々御年貢算用帳の儀當月十五日迄御役所へ爲差出可申事。

◇三 月

一、當月中上村阿下村二森村階見村より肥草證文書替の儀可頼出候間相調可申事。

一、門番中間兩人當月十五日限の勤に候得ば吟味差替又は重年中渡候儀可被致勿論右の節は郷方より爲申渡候事。

◇四 月

一、宗旨改帳當月中旬迄に爲差出同月中御城下着の様庄屋共の内一人差越候事勿論宗旨奉行へ添狀可出事。

◇五 月 相定候儀は無之候。

◇六 月

一、村々皆作注進鬻付差出候に付以飛脚中津へ可指越事。

◇七 月 相定候儀は無之候。

◇八 月

一、新運上銀當月初日より同六日迄に郷目付方へ相納札引替相渡候事。

一、龜山宮祭禮の節は御役所門へ高張提灯二張宛燈候事。

◇九 月

一、初納銀の儀は共年に應じ季節九月中旬或は下旬に申渡候勿論御銀藏納有之候節は郷方御番に罷出候下番の儀は小畑村御百姓の内一人共外折木番一人宛小畑村役人へ申付爲差出候事。

一、御銀積登の節は才領郷方一人に下才領二人宛差添候共外尾造迄は庄屋共の内一人宛付添罷越候。

一、登銀百貫目位迄は一艘にて指登候得共最早百二十貫目三十貫にも候得ば二艘にて指登候事。

◇十 月

一、當朔日相場爲圓合郷目付兩人二手合に分れ福山稻尾道上下右四ヶ所へ罷候尤も御用銀五十匁宛假手形にて渡。

一、從御役所も右爲圓合四ヶ所御用達へ以交通相尋候事。

◇十一 月

一、當朔日又々相場圓合候事。但十月に同。

一、右兩月直段次第四ヶ所平均致御定法二匁五分を相加定候。

一、御年貢一登宛に御城下へ其段可申出事。

◇十二 月

- 一、上下詰へ出狀並金百疋目録致可出事。
- 一、福山柄上下御用途へ金二百疋宛尾道笠岡屋へ百疋出狀然可出事。
- 一、廿五日皆勤の事。

寺社御寄附

- 一、高三石 一金百疋 小島龜山八幡宮
- 一、高五石 安田村永聖寺
- 一金二百疋 星居山右同寺

但正月御初總御禮守差上候右は定例。

- 一銀二枚 龜山八幡宮
- 一金一兩 星居山

右は晴雨兩御祈禱御禮。

御制札・御高札

村々に制札高札を建て小島村東油木村福永村東組の三ヶ所には特に大高札を建てたり。

其寫左の如し。

定

- 一、忠孝をはげまし夫婦兄弟諸親類むつまじく召仕の者に至るまで憐愍を加ふべし。若不忠不孝の者あらば可爲重罪事。
- 一、萬事著り致すべからず屋作衣服飯食等に及ぶまで儉約を可相守事。
- 一、惡心を以て或は偽り或は無理を申懸或利慾を構へて人の害を爲すべからず。惣て家業可勤事。
- 一、盜賊並惡黨者有之ば訴へ出べし。屹度御褒美可被下事。附博奕堅令制禁事。
- 一、就職人申合作料手間賃等高直にすべからず惣て誓約をなし徒黨結ぶ儀は可爲曲事候事。

右之條々可相守此旨若違犯の者於有之は可被處嚴科者也仍下知如件。

享和二年五月 日

奉行

右之趣從公儀被仰出候領内の者共堅可相守者也。

奥平大膳太夫

定

きりしたん宗門は果年御制禁たり。自然不審成者有之ば申出べし。御褒美として、

- ばてれんの訴人 銀五百枚
- いるまんの訴人 銀三百枚
- 立かへり者の訴人 同 斷
- 同宿並宗門の訴人 銀百枚

右の通可被下假令同宿宗門の内たりといふとも訴人に出る品により銀五百枚可被下是を釋
置他所より顯るゝに於ては其處の名主並五人組迄一類共に被處殿科者也仍下知如件。

天保二年五月 日

奉行

右之趣從公儀被仰出領内の者共堅可相守者也。

奥平大膳太夫

定

何事によらず宜しからざる事に百姓大勢申合候を徒黨と唱へ、徒黨して強いて願事企つる
を強訴といひ、或は申合せ村方立退候を逃散と申前々より御法度に候條右類の儀有之ば居
村他村に限らず早々其の筋の役所へ申出べし。御褒美として、

徒黨の訴人	銀	百	枚
強訴の訴人	同		斷
逃散の訴人	同		斷

右の通下されその品により帯刀苗字も御免あるべき間たとへ一旦同類に成候とも發去いた
し候ものゝ名まへ申出るに於ては其の科を宥され御褒美下さるべし。

右類訴人いたすものもなく村々騒立候節村内の者を差押へ徒黨に加らせず一人も差出さ
る村方有之ば村役人にては百姓にては主に取領め候ものは御褒美下され帯刀苗字御免さ
れ續き鎮め候もの共有之ば夫々御褒美下し置くべき者也。

明和七年四月

奉行

右之趣從公儀被仰出領内の者共堅可相守者也。

奥平大膳太夫

三、牢屋

小島代官所裏草庵寺池の下に牢屋を築き(現に牢屋敷と呼ぶ)法度に觸れ罪を犯したるも
のは入牢懲獄し、重罪にありては中津藩の指揮を待ち或は奉行出役して打首の形に處する
こと往々あり。明治四年放火に依り打首にせられたる男一人ありたり。牢締方龜太郎牢屋
より引出し小島鵜飼橋河原に連れ來り、頭なま肴を以て最期の酒を飲ましめ、代官以下假
小屋に列座し近在の老若男女群集環視せる中にて、牢番人榮三郎音次郎目隠し後手にした
る罪人を一刀の下に斬り捨て、首を洗つて掌上に載せ郷目付佐竹嘉六の面前に差出し檢分
を乞ふ。郷目付は「美事、美事」と云ひて檢分濟となり杓の柄を切りて首と胴とを繋ぎ遺族
に引渡せり。

斬罪には打首の外胴切生胴生架立架立二つ胴三つ胴釣り胴等あり、極刑には獄門磔殺
焚殺等あり、永野に於て二人の強訴を企みしものあり發覺して捕へられ入牢し、一人は打

首となり編蝠橋河原にて斬られ水野市場かん原に獄門に懸けられ、一人は永牢となり其の共謀の一人が打首となるを羨み泣きたりと傳ふ。罪人吟味拷問には角真海老真水真木馬真、五き真天刑真等あり夫々真道具あり。斬罪及び真物に就きては刑罪秘策として切様口傳真口傳あり。「人命輕からざる事、藥水等用方凡て心得、目付が大事目色顔色唇の色に目を放すべからず」と戒め居れり。其他國道坊と云ひて科人吟味の上他領へ追ひ放つあり。片蟹片眉毛とて蟹の片方眉の片方を剃り落さるゝあり。小田縣となりては笞刑あり、笠岡永明寺門前に於て罪人を裸體となし是を鞭ち懲しめたり。

牢屋定法 一札

- 一、入牢の者御座候時は吟味仕改入可申事。
- 一、火用心堅く念を入可申候事。
- 一、牢入の者二度の飯湯水の外何にてもむざと入不申則食を四つに指割毒見喰はせ可申候事。
- 一、食箸牢屋の内に片時も置不申即刻取出可申候事。
- 一、牢屋の内に刃物金物の類入申間敷事。
- 一、牢入の者に何方から音邊物來候共堅入間敷候事。
- 一、牢屋の御番仕儀は六十歳より以上の者堅御法度に被仰付候事。
- 一、牢屋番仕る内市場其外へ罷出酒杯醉不申門から外にむざと出申間敷候事。
- 一、夜晝共牢屋の内外共に念入改め見廻り可申候事。
- 一、牢屋の内外掃除念を入番可仕候。小々も油斷仕候もの御座候はゞ御公儀へ被仰上如何様共曲事可被仰付共時一言の御斷申上間敷候依而一札判形仕處如件。

三ヶ村茶笑共不殘仰

四、御 役 方

代官所最終に於ける定詰役方の宛行等左の如し。

祿米十一石四斗三升	代官 村 田 豊	祿米二石六斗六升	門 番 岡 田 民 藏
同 八石八斗三升	同 村 田 作 也	同 一石七斗七升	同 釣 井 實 代 藏
同 八石六斗五升	郷目付 佐 竹 嘉 六		大庄屋 岡 經 三 郎
同 八石五斗四升	郷 方 佐 竹 彌 太 郎		同 瀬 尾 靜 十 郎
同 八石五斗四升	同 中 山 貞 三 郎		役所詰庄屋 中 島 恕 平
同 六石五斗	同 河 合 稷 吾		御用達 横 山 忠 兵 衛
同 六石五斗	同 郡 醫 和 田 元 吾		同 村 上 三 平 治

郡奉行は人足十八人馬四疋、小頭御代官は人足四人鑓持一人馬二疋、御勘定人は人足二人馬二疋、郷目付は人足一人馬二疋の定なり。

神戸郡で取材した文学作品・其他

作者 作品名 取材場所

井伏鱒二 虎松日誌 三和町

井伏鱒二 開墾村の与作

井伏鱒二 東油木村藤八

井伏鱒二 御用控帖

井伏鱒二 小島代官所

井伏鱒二 小島村の語

井伏鱒二 黒い雨

井伏鱒二 源太が手紙

井伏鱒二 肩草

火野葦平 葉泉譚

五弓久文 三備史略

摘 要

雑誌「音楽」

「別冊文芸春秋」現代文学大系四十三卷（昭三〇・六号）（仙養ヶ原）

「オール読物」昭三九・四号

「文芸春秋」昭四五・一号

「サンデー毎日」

「心」

「新潮」連載（昭四一・九）（筑屋書房）に掲載。英

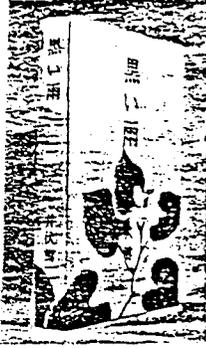
独・ポ・瑞西語訳中。

熊本元一氏がモデル

帝釈庵に取材

以下略

黒い雨 くろいあめ 井伏鱒二の長編



小説。1965年（昭和40）1月から翌年9月まで『新潮』に連載され、同年10月新潮社から出版された。連載時から本格的な原爆小説として評判を呼び、完結して野間文三賞を受賞した。当初「姪の結婚」という表題で書き出され、途中から「黒い雨」に改題された。この改題は、姪の縁談にまつわる悲劇を後遺症の問題として描こうとした次元から、それをもたらした原爆体験そのものの文学化へと、作者内部の関心の深まりによって作品の重心が転移してきた経緯を物語っている。戦後5年たった現在、小島村に住む主人公の関間重松は、同居している姪の矢須子の結婚話がはかばかしく進まないことで心を悩ませていた。彼女が広島市内で被爆したといううわさのあるためである。仲人から、原爆投下日以後の彼女の足どりについて問い合わせが来る。重松は、事実をもってそれに答えようと、矢須子の日記を浄書して彼女が市中にいなかったことを証明しようとする。さらに、直接被爆した重松が軽い原爆症ながらも息災なのは姪の安全を何より保証するものと考え、自分の「被爆日記」の浄書にもとりかかる。浄書の進行につれて重松の脳中には、小島村のどこかで美しい自然とは対照的な、被爆直後の凄惨な光景がよみがえってくる。が、浄書作業も完了間近になったとき、突如として矢須子は発病してしまう。「黒い雨」に浸食されていたのだ。良縁のためという願いは空しくなったものの、今度は彼女を励ますために、奇跡的に健康を取り戻した軍医やその夫人の手記までがかり集められてくる。こうして懸命に原爆の実態へ迫ろうとする重松は、なおもその浄書作業に没頭することで、矢須子の身にも奇跡の出現することを念じていたのだった。事実と仮構の複眼によって、今世紀最大の悲劇に立ち向かった庶民の姿が冷徹にとらえられており、井伏文学の集大成された偉業として評価が高い。 一井伏鱒二

（寺橋 武夫）



ほだい寺の岩屋寺の近くにある馬屋原家累代の墓。

人物は重松静馬氏(故人) 町文化財保護委員会 「黒い雨」主人公

有井城

- ① 龍王山 ② 有井城 ③ 馬屋原 ④ 九鬼城 ⑤ 龍王山
- ⑥ 有井城 ⑦ 馬屋原 ⑧ 九鬼城 ⑨ 龍王山
- ⑩ 有井城 ⑪ 馬屋原 ⑫ 九鬼城 ⑬ 龍王山
- ⑭ 有井城 ⑮ 馬屋原 ⑯ 九鬼城 ⑰ 龍王山
- ⑱ 有井城 ⑲ 馬屋原 ⑳ 九鬼城 ㉑ 龍王山

有井城は馬屋原初期の本城で、狭い谷に延びる低丘陵の先端を利用した居館的遺構の残る山城である。

位置的には小島の盆地から西に延びる支谷がさらに細かく分かれる分岐点先端の低丘陵上にあり、周辺の可耕地も広くなく、その丘陵も二〇日前後と低いため、周囲はほとんど開かれていた。

正統は鎌倉時代に馬屋原備前守貞宗が備後三田郡利土の地頭となり、後に継いだもので、二代重宗・三宗宗清と続いたが、詳細についてはほとんど記録がなく、四代成宗のときの元弘年間(一二三二-一二三三)には、新田義山(義隆)の討伐を受けて謀和の記述があり、その後の親政の乱(一二三〇-一二三二)は、利土を米の各地で産出している。その後、しばらく記録がとどめられるが、大永七(一四二七)には馬屋原氏内部で兄弟の争いが起こり、(兄正国)は小島に九鬼城を築いて移っていった。以後、有井城は馬屋原氏の本拠は九鬼城に移り、有井城は一族の城館として使用されたりした。

城郭の遺構は、低丘陵先端部を浅い空堀で区切り、上部を削平しており、中心部の主郭が長さ約四〇mと長大なのに対し、他の郭は狭く前方に階段状に並んでおり、居館的要素が強い。なお主郭の北端には物見台状に段がつけてある。いずれにせよ、位置・立地・規模ともにきわめて(富強)なものであり、耕地も狭く、城の守りも弱く、このことから、(正統)時代前半以前の比較的穏やかな時期の城といえることが予想される。

龍王山城

- ① 龍王山 ② 有井城 ③ 馬屋原 ④ 九鬼城 ⑤ 龍王山
- ⑥ 有井城 ⑦ 馬屋原 ⑧ 九鬼城 ⑨ 龍王山
- ⑩ 有井城 ⑪ 馬屋原 ⑫ 九鬼城 ⑬ 龍王山
- ⑭ 有井城 ⑮ 馬屋原 ⑯ 九鬼城 ⑰ 龍王山
- ⑱ 有井城 ⑲ 馬屋原 ⑳ 九鬼城 ㉑ 龍王山

龍王山城は、小島盆地の南側を画する丘陵の先端に立地する山城で、文献では明らかでないが、馬屋原氏の九鬼城の出城であったという伝承がある。

城の遺構は、丘陵の南側背後を掘り切って城域とし、頂上部を三段に削平している。各郭は比較的大きくとっているが、城全体の規模は小さく、小島集落の側は川で区切られて、天然の濠をなしている。

周囲の(馬屋原)が非常に(豊か)なことからみて、小島盆地を支配する城郭というより、(見張り)を目的とした九鬼城あるいは(龍王山)の出城であったものと考えられる。



21 龍王山城遠望(中央手前)

九鬼城 77

- ① 平石部三和町小島平八木
- ② 志摩利馬
- ③ 大永七年(一五二七)
- ④ 馬屋原正四
- ⑤ 山内(馬屋原氏)
- ⑥ 郭・西側・北・南
- ⑦ 三〇〇m x 五〇〇m
- ⑧ 東長七尺〇寸
- ⑨ 北長一尺〇寸
- ⑩

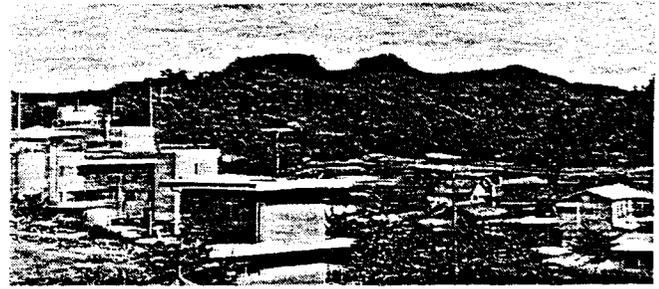
九鬼城は、備後北部平石部三和町の山間部にある大規模な山城で、永正年間(一五〇四—一五二二)以後、志摩利馬屋原氏の本拠の城として用いられた。

当城は、小島盆地東側の丘陵中に位置するが、周田はそれより低い(比高五〇—一〇〇m)丘陵に囲まれており、どの方向からも直接には登城できない位置にあっている。また山谷については、山間にありながら周辺ではもっとも高い山で見通しはよく、周田約一〇kmを見渡すことができる。

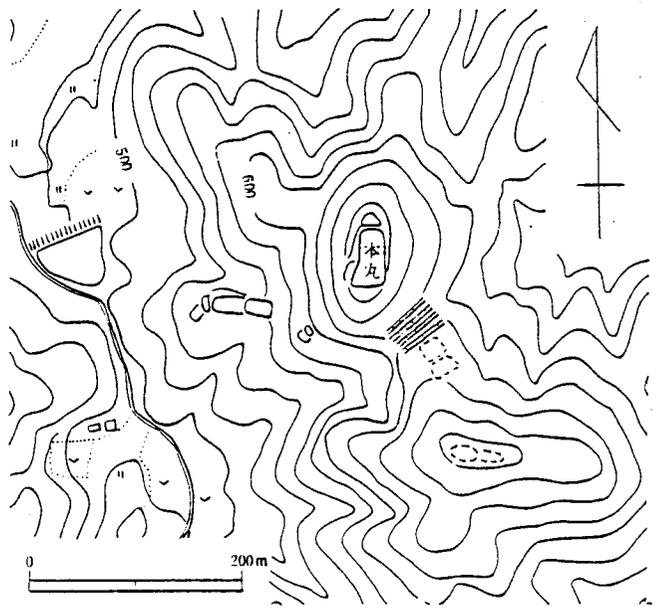
城の経緯については不明な部分も多いが、大永七年、尼子氏に属した馬屋原元政と大内勢力下で生きようとする足正国とが争い、正国が尼子氏との戦いで功を認められて一族の有井城から移って築城したのが最初といわれている。

ところが、九鬼城二代宗治の代には、一時、尼子方に城を奪われ、三代正成左衛門大夫は、天文三年(一五三四)の毛利氏による新市書寿山城攻めの際には、馬屋原一族は毛利方に属してはながら、宮氏が昔の一族であるということから固守城主馬屋原四郎兵衛尉と共に宮氏に味方して毛利氏と争っている。しかしこの戦いでは宮氏が敗れたため、戦後は再び毛利氏に和を請い、以後は毛利方として働くこととなった。ところが、同六年には尼子勢が備後の地を毛利氏の手から取り戻すべく侵入を始め、志摩利馬屋原氏の九鬼城・固守城・有井城の三城も包囲されたが、書寿山城にいた毛利氏の城代古志景勝の援助でなんとか脱退している。以後、四氏元正・五代春時と続くが、天正年間(一五七三—一五九二)には豊臣秀吉による山城廃止令で廃城となり、馬屋原氏も小島盆地北側にちる固守城山麓に屋敷を築いて移り住むこととなった。

城の遺構は、小島盆地とは低丘陵と谷とで画された南北二つの峰からなる丘陵上全面に広がるが、このうち人工が加えられたことが顕著なのは北半部の峰で、背後は鞍部に造られた五条の空堀と、それらに挟まれた四条の土塁とで画して、そこから頂部へは斜面を急に削り落として絶壁としている。頂部は背後に土塁をもった長六〇mの幅がある長大な郭(三郭)で、その前・側面に幅五—一〇mの小郭を配しているが、それ以外には郭はなく、単郭に近い構造となっている。なお、背後の空堀から西側山麓にかけては登山道が続き、その途中には通



17 九鬼城遠望



18 九鬼城要図

路と平堀と土塁を複合させた門のようにした郭があり、さらに、下にも比較的大きな郭が道沿いに連なっている。この登山道こそ往時の大手道であったのではないかとと思われる。

九鬼城の周辺は、西側の小島集落とは低丘陵や谷で画され、東側には丘陵が続いていることから、平地には直接面していないが、小島盆地を背身とした城であることは明白で、盆地を挟んだ東北方には、同じ馬屋原氏の固守城、東方には見張り所的な龍王山城、さらに東には九鬼城初代城主馬屋原正国が造営したという書山八幡宮がある。また、北方の谷沿いには菩提寺である岩隠寺があり、その旧境内には多数の石造五輪塔群がある。

- ① 河内郡三河野小島 ② 古屋城 ③ 湖北朝野 ④ 馬屋原古原 ⑤ 上
- ⑥ 女村大塚城跡(石) ⑦ 山麓に館跡あり ⑧ 郭・空堀・土堀 ⑨ 四〇〇
- ⑩ 五〇〇 ⑪ 東麓に四〇〇 ⑫ 比高一三〇 ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲
- ⑳ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲

固屋城は、武蔵利馬屋原氏一族の城の1つで、構造的には馬屋原氏一族の城のうらやうらとも整ったものである。

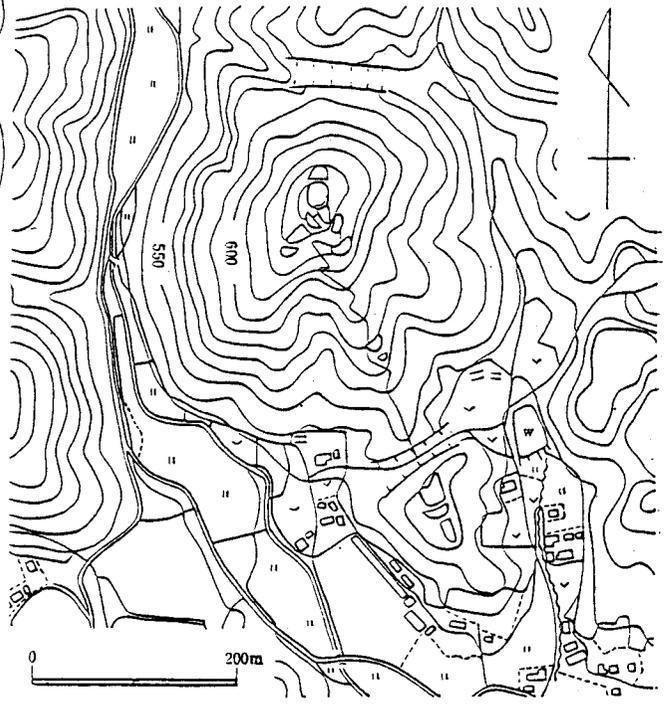
位置は、小島集落北西部の真上にあたり、東側の龍王山城・九鬼城などと合わせて小島地域をめぐる馬屋原氏の支配を固めたものと考えられる。

城の経緯については明らかでないが、志摩利馬屋原氏本家の有井城に対して、のちに上総から一族の馬屋原光忠が移って固屋館を建て、のちに城郭としたもので、系統からすると分家筋の城ということになるが、有井・九鬼の両城と互いに関連があり、位置的にも優位を占めることからみて、一族のうちでは、かなり力をもっていたものと考えられる。

固屋城は、小島集落北西部の真上にある独立丘陵状の山全体を城郭としたもので、南に延びる支尾根上にあ



19 龍王山城よりみた固屋城



20 固屋城要図

館跡 山頂(郭)山城をもっている。館跡は平地からの比高二〇—三〇mの丘陵を三段に削平したもので、背後は薬研の空堀を深くし、交通をさえぎっている。山の南北方向と西方に延びる頂部平坦面と南の登山道沿いに郭を配し、背後の鞍部を堀切として全体を独立丘陵状にしたものである。頂部の郭群は、中央の本丸と思われる一郭から南・北・西方向へ放射状にそれぞれ二—三mの比高をもって郭を連ねており、それぞれの法面は、盛土と削平により急峻な絶壁をなし、かなり大規模な築城工事が行なわれたことが考えられる。本丸には礎石も存在することから(礎石建物)もあったものと思われる。なお、南斜面にある郭は、傾斜のゆるい尾根上を若干削って平らにしただけのものであり、頂部郭群ほどには整っていない。

◇ 上 村

〔有井城〕馬屋原備前守貞宗、同壹岐守重宗、同四郎左衛門宗清、同四郎兵衛尉盛宗、同平左衛門尉春宗、同備前守忠宗、同備中守宗能、同備中守宗正、同備中守春宗、同但島守正國、同藏人九元政、同藏人宗政、同四郎宗吉の居。

城江にありて九紋所五本立扇子城とも云ふ。元政は尼子義久に隨ひ後毛利氏に轉じ高山合戦に軍功有り長男四郎家忠は毛利氏より二千石を受け長州萩に居り、貞宗は北條時宗に隨ひ五千石を領す、四郎左衛門宗清は其の子息たり。正政は正國の弟にして後石州大森へ所替す。

正平四年九月十三日足利直義高師直師察が足利尊氏に籠せられ、正平四年九月十三日馬屋原忠宗は高師直の命により足利直冬を頼津城に攻めんと、備後の武將宮兼信杉原利高等と共に二千騎を發し海陸二道より進み、川尻肥後守幸俊磯邊左近將監を破り遂に直冬を肥後に走らしめたり。

〔梨迫城〕馬屋原藏人宗正の居。

城江の梨迫にあり、宗正は正國の次男なり。

◇ 小 島 村

〔九鬼山〕馬屋原但馬守正國、同藏人九宗治、同左衛門太夫正成(彈正左衛門成廣とも云ふ)、

同治郎右衛門元通(備中守元立とも云ふ)、同備前守春時、同謀正重頼、同數馬重俊(後長州へ移る)の居。

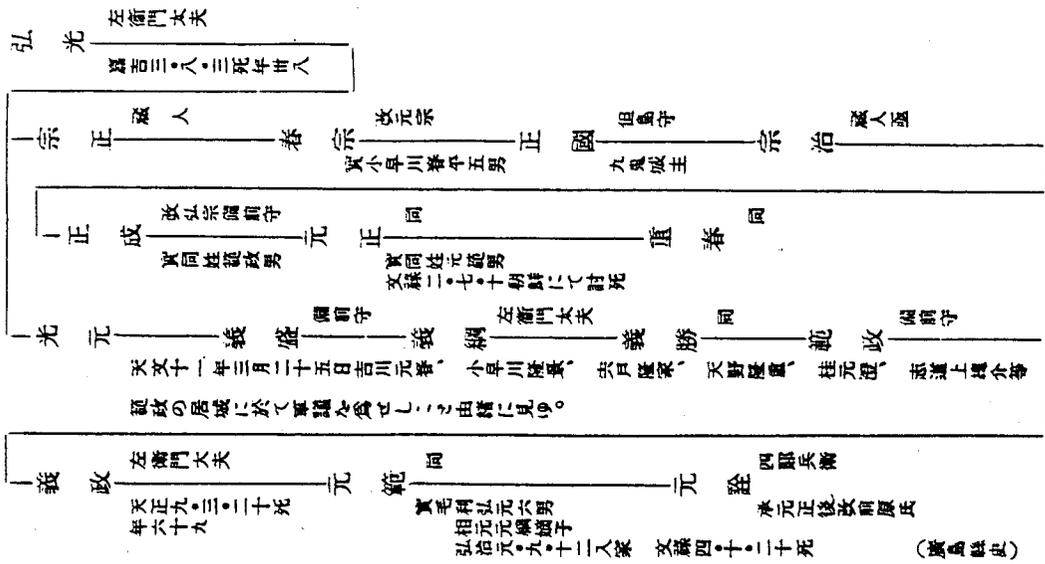
馬屋原氏は累世有井城に住し山名氏に屬し永正六年正國九鬼山城に移る。正國は弟正政と和せずして備中へ立越し平内三郎左衛門の掣となり市富村に住し平河彈正忠觀



九 鬼 山 城

實と名乗り、後歸りて九鬼に居り落城の節切腹す。又其の子孫入城し菩提所岩屋寺なり。備前守元光は三千石を受け大内氏又は毛利氏に隨ひ、彈正左衛門成成は後水野家へ仕ふ。四郎左衛門成宗は五千石を領し始め櫻山に屬し後尼子又大内毛利等に隨ひ所々に合戦功を樹つ、家老は馬屋原刑部之實向源左衛門之重前倉與八郎春親の三人なり。文祿二年元正は朝鮮征伐に戦死す。子重春初め關ヶ原の戦に出陣功あり、亂世を厭ひ退城し國府の側に住しこゝに死す、二男長門萩へ仕ふ。重頼は重春の子品治郡向水谷に住す。

馬屋原氏の出に二あり。平忠盛(清盛の父)の弟忠正の季子正友備中小田郡小越馬屋原村を領し馬屋原藏人九と稱す。五世貞宗神石志摩里の庄を領し三世宗清櫻山慈俊の爲に落城せしも、其の子春宗は尊氏より本領安堵を賜ひ、永享元年宗弘死して嗣なし、賀茂義綱の後裔弘滿後を受くとなす。又毛利家中由緒書には賀茂次郎源義綱上總國馬屋原庄に住し馬屋原氏を侵す。五世光忠の代神石郡に下向す、其の後裔を弘光とせり。其の孰か是なるを知らず。



馬屋原氏所領は志摩里十一村なりしが、永元折口酒屋小島を合して小島と稱し、是に父木野光末常光上龜石を加へ七村となれり。九鬼城は一に志摩里城とも云ふ。

御調郡丸門田村上里丹後守三男仁兵衛は但馬守正國の養子となり引越の節九鬼山城落城となり、仁兵衛は油木村に引越浪々郷土となり三好氏を名乗る。

正平六年正月十三日上杉彈正小弼朝定備後備中の兵に將とし足利直冬に應じて、備中勢山に高師泰と戦ふ。師泰の將陶山亦四郎高直、弟亦五郎高春討たれ已に危く見ゆる所に、馬屋原但馬守は先陣となり宮下野入道兼信村田左衛門同左衛門次郎(城主は新免の)高尾九郎元長(編木高尾城)と共に數千騎敵陣に駆け入り斬り捲くり、上杉勢は討たるもの二百餘騎傷きたるものは數を知らず遂に敗走し、其の遺筋三里許りは鎧腹巻小手籠當を捨てたること兵の跡所もなき程の有様なりき。

足利十代將軍義植細川政元に追はれて周防に逃れ大内義興に頼ること數年、永正四年政元の死するを聞き義興義植を奉じて同年十二月二十八日備後鞆津に上陸誠を迎ふ。翌五年正月三日鞆津を發し上総す。馬屋原備前守春宗は備後の人宮若狹守秀景三吉式部卿少輔隆景山内大和守直通山名宮内少輔忠勝數名兵部丞元綱木梨治部大輔通經枳崎三河守豊兵備中の人庄備中守爲資福井孫六左衛門石川左衛門尉三村備中守宗親備前の人浦上美作守則宗等の豪族と共に護衛の任に當れり。

關東管領上杉民部大輔顯定の次男左近太夫直顯は永正中中戦敗れて志摩里に來り九鬼城主馬屋原に據り、嫡男左近太夫直重と共に小島に居り小島と稱し大内氏に屬す。一度關東に歸りしも意を得ず再び歸り來り備中上島村高原山城に居り、直重尼子の士河原彈正左衛門と戦ひ没落し沼隈郡郷分村に移り住す。

(古屋城) 馬屋原四郎兵衛成宗、同備前守元定(元立とも云ふ)、同左衛門大夫光忠、同左衛門大夫廣秀、同四郎兵衛尉元經の居。

成宗の居城は貞和年中なり。

〔九鬼城主の墓〕

小島村岩屋寺は九鬼城主馬屋原但馬守正國の閉基するところ即ち同寺菩提所に於て累代の墓所當寺三町東の地にありて五輪の塔六十を數ふ。正國は第四世天秀眞祐大和尚に深く歸依し五代重春病歿迄寺領二百石を附したり。位牌左の如し。

- 元 前 但州大守香林淨梅大居士
- 二 代 前 侍中大岳宗綱大居士
- 三 代 前 左金吾孝道賢忠大居士
- 四 代 前 備州大守清林宗梅大居士
- 五 代 前 備州大守鑿山教化大居士
- 桂 室 妙 教 大 禪 定 尼

享祿元年八月十日改
兒島守正國岩屋寺中興開基

弘治三巳四月三日改 龜丸藏人彦宗治
大永七丁亥岩屋寺再建諸堂御請

天正五丑十月十五日
龜丸左衛門大夫正成

文祿二巳七月十八日
次右衛門備前守立正

元和二辰十月二十五日
次右衛門備前守重春

元和五癸七月七日
重春之室



板築前川の

小島村岩屋寺

〔岩屋寺〕

小島村字岩屋谷 臨濟宗永源寺派元永進寺末。

本尊 觀世音菩薩。本堂 十間、四間。

〔山緒〕天平十一年三月行基勅命を奉じて開創。本尊は一
刀三種の自作なり。岩屋山能教寺と號す。〔長保五年〕性
空上人在任、後二百九十三年を経て諸堂毀壞、〔永仁二〕
年山内土佐守通資、嫡子上野守通忠再造、玉洲是實を
請じ寺領二百石を附す。通資玉洲に従ひ剃髮して資持
院長扶妙通庵主と號し、隱居所を寺傍に建つ。通忠も
授戒して能教院通女正途と號す。後宮兵部小幡藤原當

春領主たりし時も又二百石を寄附し、天秀眞祐に歸依す。〔應永七年〕九鬼城主馬屋原但馬守正國及嫡藏人彦宗治 諸堂を再建す。〔應永七年〕左衛門大夫の時寺領を沒せられ寺運之より傾く。〔興平氏〕に至り透天和尙村田倫房の斡旋により若干の寄附を得、尙汎く領内を勤財し〔寶永享保〕の間諸堂舎を再造せり。明治四十年七月村内觀音堂五、地藏堂三七窟寺に合併す。

備後西國三十三番札所の第二十六番に當る。御詠歌

「寺の名もいはやときけばみ佛の聲も堅きしるしなり
けり」



第84図 岩屋寺の薬師如来像

左手の古びた裳が心を引いた。梯子戸からのぞくと正面に堂々たる薬師如来の等身の座像、金色はくずれているが、なかなかの名作、時代も堂町をさらだ鎌倉にもものほるものと拜した。

岩屋寺が、応永年（一四〇〇年）馬屋原正国によって再建される以前のもの、あるいは山内土佐守直賢が永仁二年（一二九四年）に再建した当時のものかと考えて見た。寺伝では行基の作となっているが、奈良時代にはさかのほらないけれども、古い名作である。さらに本尊も行基作の観世音菩薩とされているが、秘仏なので拜することができなかつたのは残念であった。

山門

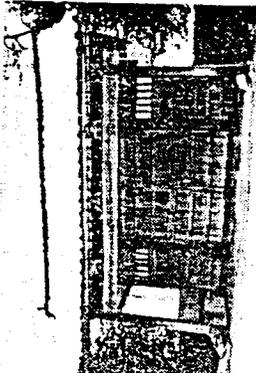
臨濟宗岩屋寺（代官村田家の菩提寺）

由 来

この地方は、徳川末期まで九州中津奥平藩の飛領地で代官所が置かれ、代官・駐在の奉行によって統治されていた。明治になって薩藩置県により、代官所は廃止された。その際、代官村田家の門を、岩屋寺へ移転、再建したのが、この門である。（明治六年移築）

建築の様相

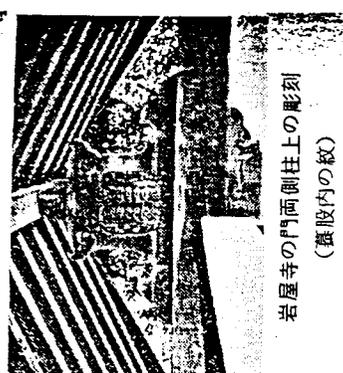
この門は、徳川時代の建築で、格調高く、又、代官屋敷の正門らしく、その権勢を誇示、領内統治上の一役を荷っていたことがうかがわれる。随って、現代のブロック、鉄骨づくりの門と異り、歴史を預み、時代の変遷をさぐるに足るものである。



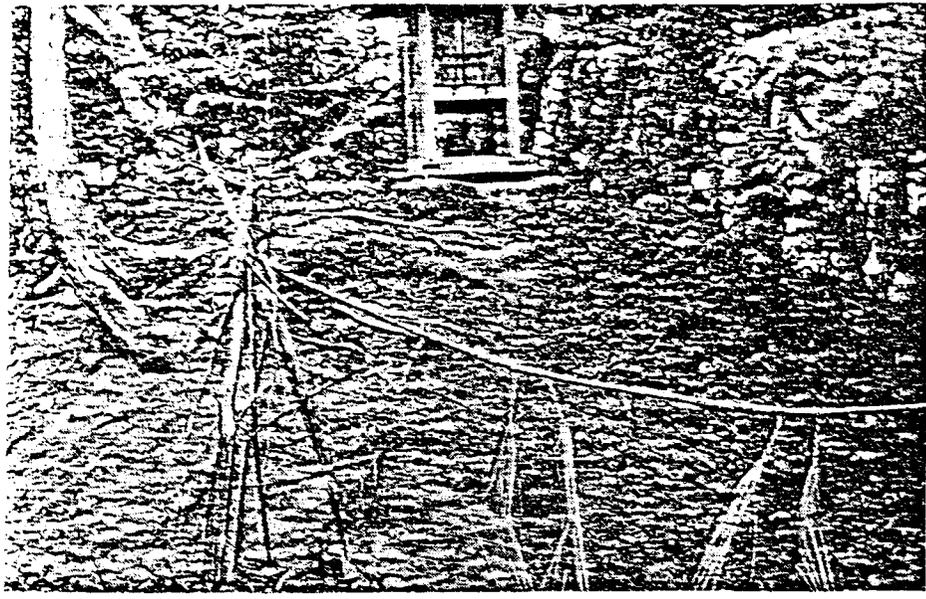
岩屋寺の門裏面



岩屋寺の門正面



岩屋寺の門両側柱上の彫刻
（藪殿内の紋）



第 30 図 亀石神社のほこらと円形埴

加女志 (かめし)

神石郡の名のおこり

日本書紀をひもといて見ると、天武天皇二年丙戌朔壬寅の条に「備後国司、

白雉を亀石郡に獲え貢す。当郡の課役をことごとく免じて天下に大赦す。」という記事が出ている。さらに伏桑略記という本には「天武天皇朱雀二年三月、備後国白雉を進める。よって白鳳元年に改める。」と書かれ、奈良時代の天武天皇のころに、ここ神石郡で白いキジを獲って朝廷に献上し、これはめでたいというので、神石郡の課役を免じ、天下の罪人をゆるす大赦令を出し、おまけに年号も白いキジにちなんで白鳳と改めたということである。これは大へんなことであるが、こうして一躍神石郡は日本全国へクローズアップされたのである。

大矢村 三和町大矢

小田川の谷沿いに奥藩が点在。東は井関村、西は小島村。元和五年(一六二八)の備後国知行帳には「大屋村」とみえ高一二八石余、「寛文朱印留」でも同表記。元禄一三年(一七〇〇)の備前地帳以降大矢村(高一四九石余)となる。福山藩水野氏断絶後は幕府領、嘉永六年(一八三三)福山藩三河部氏の加増地となる。この時は一四九石余の元高のほか五井二合の新田高が付加されている。小字名は当地の勤派である小田川を基準に、上大矢・下大矢、川南・川北など自然条件によるものが多い。

村の領守はなく井関の下井関八幡神社の氏子。寺院は(光徳寺)があり、逆に下井関の方に置家が多い。同寺は正治年間(一九九一-二〇〇二)の創建、もと天台宗であったが本願寺三世寛如の弟存寛の巡錫の際、真宗に改宗したと伝える。大矢城主川上孝之進が永禄二年(一五五九)和田との境の土地畑から現在地に移したと云う。

大矢城跡 三和町大矢

東西に長い大矢の谷の西端、小島の昔屋、井関の平忠、高下田の谷へ分れる三差路地点にある。西・北を小田川、南・東をその支流の谷で区切られた天険の崖山である。山頂南西面に高さ一メートル余、長さ五メートルほどの石垣が残るが、頂上の郭をとりまく石垣であったと思われる。

当城は天文四年(一五五五)備前原治藩が小島の丸鬼城の支城として築いたといわれ、小田川沿いに丸鬼城背後の谷の岩壁城への入口を控えている。付近には田島がなぐ、土居(備前)が城内にはなく約二五キロ下流(東方)の下井関および南方二キロ地点の平忠にあることから考え、又(備前)が利用した防衛の城であったと思われる。治藩の三千のうち長男は当城で病死、次男は大矢野田に下り、三男は油木(現油木町)に落ちたといふ。その後毛利氏の幕下川上孝之進が築城し住居をたてる。川上孝之進は天文四年(一五七六)の備前信長の古山攻めに際して馬場原氏、近田(現油木町)の日光寺とともた本願寺援助に示したといふ。

井関村 三和町井関

大矢村の東、時安村の西に位置し、中央を南北に東城路が通る。南部西方は龜石村に接する。下井関・龜山・井関・太刀洗などの古(貫)郷がある。龜石との村境近くに高下田(高下田)といふ集落があるが、神石郡断が神石郷(龜石)を中心とした地域に所在比定されるにあらうといふ。伝えからみると、この高下田はその名残として最も可能性のある地名といえよう。

元和五年(一六二八)の備後国知行帳では井関村(一九八石余)・河下田村(四一石余)の二村として高付されてあり、「寛文朱印留」でも同様、元禄一三年(一七〇〇)の備前地帳以降井関村一村(高五七〇石余)となる。おそらく寛文一〇年代の坪地詰実施領に一村とされたものであらう。福山藩水野氏断絶後は幕府領、嘉永六年(一八三三)三河部氏の加増地として福山藩領となる。

土地台帳によると小字名は四〇余あるが、各田の名を引継ぐと思われる地名は少なく、高屋・平忠(高屋)である。そのほか神田・宮・馬谷・田田・馬場谷・調田(免)・三味峠などがあり、中世村落の形成にかかわるものと推定される。生活圏は村域の南半分、東城路に沿って南北に長い上井関と北部を東西に蛇行する小田川沿いの下井関の二地区に分れる。上井関に下川内・中川内の地名および「のり」という家号があり、下井関に北川内・殿川内・前川内・市場・土居などの地名がある。土居は蛇行する小田川の河岸段丘を巧みに利用した居館跡である。下井関八幡神社(延慶二年勧請と伝える。旧村社が大矢村と上野村(現油木町)の一部を氏子園としていたこと、下井関に寺院がなく、大矢の光徳寺の置家が多いことなどから推量して、大矢城と関連をもつ土居と思われる。

上井関の平忠には「のり」とよばれる屋敷やひょうり田・寺田・または(的場)・血取場などの地名があり、高下田には平川内と称する屋敷がある。これらは大矢城の南方にあたる谷であり、大矢城の周囲には田地はないと

ころからみて、この平忠・高下田の谷が大矢城の城下の沃野であったであらう。上井関地域内には東城路に沿って寛平五年(八九三)勧請と伝える龜山八幡神社と、曹洞宗もと慶長末年で承応三年(一六五四)開基と伝える美福寺がある。

時安村 三和町時安

神石郡の東南隅に位置し、東は小田川の環鳴峽とらら山(六〇二メートル)で安那郡(現福山市)、南は坂田原山(六〇四メートル)で坂城川村、西は大仙山(五八九メートル)で井関村、北は上野村(現油木町)に各々接する。坂田谷・折谷・佐草谷・時安谷・竹之上谷・久留美谷・東大忠谷・西大忠谷・坂山などの小字があるが、そのほとんどが谷とよばれるのは珍しい。四周を山に囲まれ、また村内も五〇〇一六〇〇メートル級の山地であるためであらう。このうち中世の名田の名を残しと思われる時安谷が中心地で、渡辺綱の子孫と称する土家渡辺綱の居城丸山城跡がある。一方東端の久留美谷には同じく土家金山清高が居城したと伝える大鏡山城跡があり、のちに榊木正徳の子正秀がこの地に降り、(吉岡)姓を愛し勢力を張り、丸山城を創建、またには丸山城をも支配したと伝える。久留美といふ地名は現兵庫県三木市でもあり、正秀が同地より来住することによってたらされたといふ。大鏡山城跡の近くには土居(備前)跡と傳われるものもある。(吉岡)氏は近世には代官や庄屋を勤めていたが、福山藩三水野勝成が前後三回当地を討れ、(吉岡)氏は出陣したと伝える。吉岡家屋敷の横の田(官場)とよんでいるのは代官時代の名残であらう。

元和五年(一六二八)の備後国知行帳では時安村(一三三石余)・胡桃村(九四石余)、「寛文朱印留」でも同じく二村に分れていたが、元禄一三年(一七〇〇)の備前地帳以降時安村(高六九五石余)一村となる。おそらく寛文一〇年代の坪地詰実施領に一村となったものであらう。福山藩水野氏断絶後は幕府領、嘉永六年(一八三三)福山藩領となる。久留美谷の龜山八幡神社は祭神が神天皇ほか、(油木)五

成多併記。旧村社。応永一五年(一四〇八)再建と伝える。久留美谷には浄土真宗本願寺派の光福寺があり、文暦元年(二三四)の草創と伝える。初め天台宗であったが、明光が西園巡錫の際改宗したという。住職佐武氏は新羅三郎義光の三孫佐竹刑部義兼の子昌義の代とき、その武勇によって佐武と改めたのよると伝える。佐草谷深草山には天神社がある。旧村社。長保四年(一〇〇二)の勸請と伝え、初め故宮という地であったが、こは備中国笠岡(現岡山県笠岡市)中に直面していた。同所での舟の難破が多いのはこの神の祟りといひ、文安年間(一四四一)四九(空箇)の住民によつて新社殿が造られ現在地に移されたと伝える。笠岡住民寄進の欄間を伝える。佐草谷には浄土宗西福寺もあり、天正三年(一五七五)の創建という。また浄土真宗本願寺派教西寺があり、その本堂前にあるツバキの巨木は樹齡五〇〇年といわれ、奥指之太天然記念物。

坂瀬川村

三和町坂瀬川

時安村の西南に位置する神石郡南端の村。西端を南北に東城路が通り、芦田郡藤尾村(現芦田郡新市町)との境をなす。村内の小河川は小田川水系と神谷川水系に分れるがいずれもほぼ南流、南をうけた地形で温暖である。犬家・柳崎・丸沢田などの小字があり、犬家に古墳がある。元和五年(一六九)の備後國知行帳によれば高七八石余、元禄一三年(一七〇〇)の備前検地で二七石余に増加。福山藩水野氏断絶後は幕府領、嘉永六年(一八五三)阿部氏の加増地として福山藩領となる。八幡社(旧村社)があるが由緒不明。寺院はない。

東城路の路傍に大刀洗とよばれる清水があった(現在消滅)。大里にも滅水しない湧水があり、径一メートルほどの池をなしていたが、飲むと腹痛をおこすといわれた。名跡の由来には三つの伝えがあり、一は永正六年(一五〇

九)尼子方の龜井能登・牛尾豊前が神石郡を攻略、安部郡に侵入した際、沼隈郡山南(現沼隈町)の渡辺氏はじめ毛利方の諸将が当地まで反撃して撃退、血塗られた大刀を洗ったというもの。このほか高崎四郎左衛門(奥州山守多賀丸奥守の一族)が故あって人を殺し大刀を洗ったといひ、さらに後述の犬家伝説と関連する伝えもある。

犬家に犬家大明神といひ、一メートル四方の石垣に石碑を立てた塚があり、悪疫退散の神として信仰される。源頼光の将、渡辺綱以下の四天王が丸沢田の本流寺に住したが、寺が荒廃し悪理のすみかとなり、毎年村の娘の人身御供を要求、出雲の権吉呂大夫より権の守という強大を借りて退治したが、その時犬が狸を追った所を犬の馬場、狸と格闘してともに死んだ犬を厚く葬ったのが犬家と伝える。その時、狸を切った大刀を洗ったのが大刀洗だともいう。



時安の吉岡明神 (楠正成と祭る、吉岡家)



水野勝成より拝領の鉄砲 (吉岡家)

時安村紀考

徳川家康死後三年の元和五年一六一九、芝備四十九万八千石の領主福島正則は、その地を没収され、信州川中島へ移封され、その後、福島には和歌山城主浅野長政が福山には、大和郡山城主水野勝成が移封されてきました。岡山の池田、広島、浅野は共に外様であり、その中間に家勇のはまれ高い勝成を譜代の大名として福山へおいたことは外様の多い西國へ、にらみをきかす意味もふくまれて興味深いものがあります。

水野勝成が父の愛知県刈屋城主(忠重)の姉が徳川家康の生母の助成をこうむって、十五年の長い間、流浪の旅に九州、備後、備中の國をうろつきまわり、その中十帖近く、備後、備中に居たといわれ、特に二代目城主勝成は、備中流浪中三村家に寄宿中女中(於登久)の方に生ませた子でした。

後、慶長五年勝成は刈屋城主となり、六年には従五位下日向守に任ぜられた後に、大和郡山城主となり、元和五年十萬石大名として大和郡山より備山へ入封されましたが、すでに流浪中多くの知友をつくり、民衆の生活にとけ込んでいましたので、大名の座に着くと同時に、彼が世話になった人々に

まんべんなく、檀越の手を差し、(一)子勝成の歌の一族にも高禄を与え、新たに正室には三村氏の娘を迎え、参勤交代制剛確立のゆりでも、江戸への入賀には二代目勝成の生母「於登久」を出しました。

又、十萬石を支配する家臣は千名以上必要ですが、郡山から連れてきた百余名の精銳の外は、当地出身者で流浪中厄介になった人々を採用し、領民の信頼を得て、元和六年からわづか二年の短期間で常興寺山に城地を決定し、突貫工事で城を完成させ、その上、町には上下水道(干拓事業も並行してすすめました。正に民衆の殺練と

いった風ぼうが浮かんできます。時安村は神石郡二十二ヶ村が中津藩であった外で、福山藩に所属しています。小島志摩理の庄のように平坦な箇所でなく山腹一すじ道を、主幹線が通り抜ける谷底、深い山又山の僻村です。でもこの地に、前述の水野勝成が前後二回訪れています。最初は父忠重の勲を認め、父の膝下を出奔して久留美吉岡太郎左衛門宅へ寄寓し、城主となったときにも、鹿狩の快

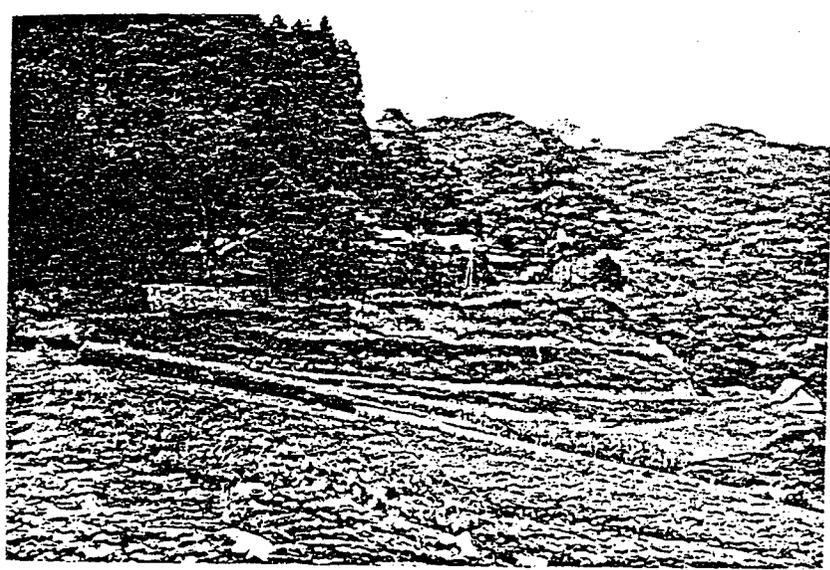
を忘れることができず元和八年再び吉岡家に来り、東山(今の国有林)に狩猟した。太郎左衛門は城

内に仮殿を建てて七昼夜を徹して歓迎しました。勝成が駕籠を置き休息した処を駕籠立といひ現存しています。

又、その時勝成は当時の高輪者を栗め英子を贈りました。村人はその厚志をよるこび踊りを御前においてなしました。その踊りは今に伝えられ、広島音頭、梅枝等の踊りが伝えられています。狩の当日、勝成自ら鹿を射ちましたものあたらず直ちに太郎左衛門に命じて是を撃たしめたところ、みごとに射止めましたので、大満悦、御座に所持の金銀づくり若竹の鉄砲を与えました。紋様美しく「摂州塚在榎並屋九兵衛直満作」の大名持ちものとして、歌々たるもので今に家宝として伝えられています。

そもそも時安は邊辺備の末裔神刃系後守豊綱の居丸山城であり、西時安村を領し三千石に及び丸山長者といわれました。又久留美東山には天門年中今山(又は金山)と四郎清高の居で二百石を領していましたが、後醍醐天皇の南朝方に味方して戦った元弘の変の患に捕正成、その城河内城落城し、その子正秀、文足利氏と戦い敗れ、人和庵安寺の僧となり、其の子止世、備中備後國転々、山深い久留美の里に住む吉岡家に寄寓その家の姉外ネと結ばれ、吉岡家を継ぎました。この正世が今山と四郎と戦いこれを敗り、また、当時時安の郷土志良賀佐助がおり、その勢力は

強大でしたが、吉岡正長のため敗れ時安谷に討死いたしました。後年時安谷の住民志良賀の遺業を継ぐことを恐れ、志良賀大明神として祀り、又吉岡正世は、家康中父祖正成をはじめ正世の靈を祀るため吉岡大明神として、久留美八幡神社に合祀されています。以後時安村は吉岡氏明治に於て、庄屋を勤め支配してきました。文化財保護委員記



時安の吉岡家



三和町で有名な話は犬塚という地名が残って、犬塚大明神と記した墓石が建っている。「安政五年八月吉日建之」とあるところを見ると、江戸時代すでに再建で、それ以前からこの墓石は建っていたものようである。

「平安時代のことのようにです。大江山の鬼退治をした頼光や、坂田金時などの四天王が戦いにやぶれ、ここ神石郡に落ちのびてきて、深安郡山野に近い小別当の久保にあった本流寺という寺に身をひそめたといわれています。ところが頼光も死んで、家来たちも散りちりになっ



犬塚大明神

て寺は荒れてしまい、よう怪変化の住み家になってしまったそうです。」

話はどこではじまっている。ここ犬塚より東方数町のところ、堂ヶ丸の丘に一つのお堂が建っていて、毎年土地の娘を人身御供に出す習慣になっていた。

坂田の金時はある夜この堂にとまり、不思議な風景を見た。それは月夜の庭にタヌキが腹つつみを打ちながら「出雲の國の権吾呂大夫に知られぬようにおどれおどれ」

とはやしたたいていた。「さては、娘をとっていたのはこの古ダヌキの仕業」とタヌキを退治することになり、権吾呂大夫を恐れていれば、彼を呼んでこようと使いをやる。ちょうど留守で彼の愛犬権の守を借りてきた。こうして、タヌキが出てくるのを待って、犬とタヌキの合戦がはじまり、さしもの古ダヌキも権の守の勇猛に屈し、追いつめられてかみつかれ絶命してしまった。しかし権の守も力つきて後を追って死んでいった。人々はこの犬を祀って犬塚を建てたといわれている。こうして尋ねたらきりがなく伝説は続くのである。

姫谷焼窯跡

福山市加茂町百谷 姫谷
江戸初期に開窯・操業していた窯跡。地名をとって姫谷焼とよばれる。数次にわたる発掘調査で窯跡の全貌が明らかとなり、出土した陶磁破片により焼成作品も判明した。県指定史跡。

窯は上下二重に築かれた連房式階段状の登窯で、最初山の傾斜面に沿って五房よりなる半地下式の一房窯がつくられたが、傾斜が緩く熱度をあげることができず、炬器や陶器が焼かれた。次いで一房窯の地下部分を天井や側壁の構造材で埋めて、地上式の登窯を築き磁器の焼成に成功している。この二房窯は六房の焼成室を備えるが、一時は七房となった時もあり、最上部の通煙構造からみても少なくとも四回は増改築され、最終的には通煙孔を

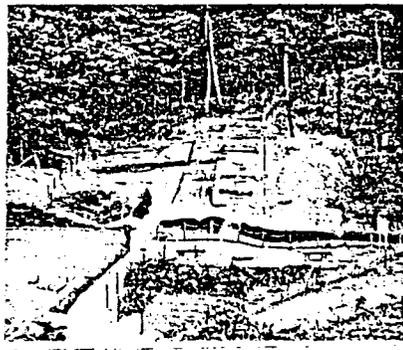
姫谷焼色絵皿 ひめたにやきいろえざら 広島県の重要文化財、1971年(昭和46)4月30日指定。渡辺博之所蔵。福山市加茂町北山。姫谷焼色絵皿は、古伊万里、古九谷と並び日本における初期色絵三古窯のひとつで、福山人市右衛門が1670年(寛文10)に焼いたもの。図柄は純日本風で、桃、桜、松、梅など植物文様が大半で、しかも、図柄の構成、配置が極めて簡潔かつ単純なものが多い。指定絵皿のうち、紅葉文皿は5客1組で、直径16cm、高さ2.4cm。紅葉の一枝を描き、染付青華で下絵を描き、赤、緑、黄色で絵付されている。飛雲楼閣山水文皿1口は、直径18cm、高さ2.6cm。平縁白磁の中皿に染付の飛雁と流水、樹木は緑と黄色の絵付がなされている。

〈船橋 孝昭〉

二重にした横狭間式構造となっている。陶石は付近出土のものを用いている。

作品は伝世する色絵白磁の中皿のほかに、青磁や炬器、陶器があるが、いずれも精巧な雅器で、大鉢・鉢・皿・茶碗・香炉などの一品主要のもので、日用雑器は焼成していない。こうしたことから、この窯は福山藩主水野氏の庇護のもとで操業した藩窯の性格の窯と考えられる。藩主水野勝成が九州より陶工をよんで窯築させたものと考えられ、廃窯は元禄十一年(二六九八)の水野家断絶時であろう。陶工市右衛門の墓と伝える墓碑が窯跡付近にある。下加茂の正徳寺過去帳に寛文一〇年(二六七〇)没という姫谷焼物師が記されるが、これが市右衛門と思われる。姫谷焼創業の陶工と考察される。

姫谷焼窯跡 ひめたにやきかまあと江戸時代の磁器焼成窯跡で、姫谷は伊万里、九谷とともに日本の初期色絵磁器のひとつとして知られ、繊細な筆運びにより余白を多く残して描かれた清楚な文様と巧みなるろくろ技術によって挽き出した器形とが調和し、優雅な作品を生み出した。窯跡は福山市加茂町大字百谷字姫谷に所在し、1937年(昭和12)5月28日県史跡に指定された。周囲は標高400m前後の丘陵に谷が複雑に入り組んだ地形を呈しており、姫谷は平野部から7kmも入った谷の一番奥まった所に位置している。磁器原料と燃料の確保が容易なため、このような山中に窯を築いたものであろう。窯は南に延びた支丘の先端付近から西へわずかに張り出した、緩やかな傾斜地を利用して築かれ、発掘調査によりほぼ上下に重なった2基が確認された。いずれの構造も通煙孔が横狭間式の階段状連房式登り窯で、各房の段差を比較的低くしている。また、各房は奥行きに対してやや横幅の広い長方形をなし、上房になるごとに横幅をわずかに拡大させている。このような構造からは九州肥前の影響を強く受けていることが指摘できる。下位の1号窯は全長約12.8mを測る半地下式の窯で、燃焼室に続いて5房の焼成室を連ねている。窯に付随する施設としては各房の入り口がある左側に作業面を造り、その両端に並ぶ2列の柱穴から窯体および作業面に覆屋を設けていたことが明らかになっている。さらに、窯体の上方では水分を遮断するための溝も掘られていた。一方、上位の2号窯は1号窯の窯壁や窯道具などを埋めて地均を行い、床面を地表面とほとんど変わらない位置に成形して築いた地上式の窯で、全長16.8mを測る。燃焼室に6房の焼成室を連ねているが、最上部の第6房は4回の修築を行っており、その一時期に第7房の燃焼室を設けていた。作業面は1号窯と同様に左側に造られ、柱穴列は明確でないが覆屋は設置されていたものと考えられている。出土遺物には窯道具と製品が見られる。窯道具としては匣鉢、トチン(陶枕)、ハマ(焼台)、支柱などがあるが、匣鉢とろくろ水挽きの磁器製焼台が多量に使用されていたところが当窯の特徴である。当窯で焼成された製品には磁器、^{ろくろ}磁器、陶器類がある。発掘調査によって出土した土器片を見ると大部分は磁器で、^{ろくろ}磁器と陶器の出土量は合わせても2割に満たない。磁器は染付、白磁、鉄絵、鉄絵染付、青磁、素焼品、鉄釉などに細分されるが、白磁と染付および素焼品が大半を占める。染付には多数の中皿と大皿、^ハ鉢などの器種があり、文様は花鳥山水の描かれたものが多



い。後の上絵付を意識したものもあり、中でも紅葉文には伝世品の色絵に照合できるものもある。白磁も多数の中皿と碗、鉢、^ハ蓋、蓋、角形蓋物などの器種があり、素地は染付と同じ不純物を含まない白色磁土を使用している。鉄絵、鉄絵染付には皿に草木、山水、流水などの文様を描いたものがある。すべて釉下彩である。青磁は大皿がほとんどで、鉢、碗などもある。すべて一度素焼きしてから施釉しており、釉色は深い緑色を呈するものが多い。大皿には釉下に雷文、唐草文、草花文などを彫り、口縁部を輪花状にしたものがある。^{ろくろ}磁器には鉢、蓋、甕、盤、碗、皿、茶入、小壺、陶器には碗、鉢、徳利などがある。いずれにも灰釉、鉄釉を施したものがあり、日用雑器としての眞産品は少なく、茶器の比較的多い点が注目される。総じて姫谷焼は造りの丁寧な逸品主義的な作品が多く、特に発掘調査では出土していないが伝世品に見られる色絵磁器はその最たるものである。また、このような製品を焼成した姫谷焼窯は藩窯に準じた窯であった可能性が非常に強い。これまで姫谷焼の陶工は正福寺の過去帳と窯跡付近にあった墓石から1670年(寛文10)死亡した市右衛門と考えられ、創業が寛文年間より溯る窯であると推定されてきた。ところが、過去帳、墓石とも信憑性に疑問が生じ、創業年代も再検討が必要になった。窯の構造や窯道具および製品からは1号窯と2号窯の年代差はほとんどなく、いずれも江戸時代前期末から中期前半ごろの操業が考えられている。また、窯壁の焼け具合や物原の量からは1・2号窯とも操業期間がさほど長くなかったことが推定される。◇参考文献 福山市教育委員会『姫谷焼窯跡発掘調査報告』(1980.3) 一姫谷焼色絵皿 (藤原 芳秀)

鉄砲百丁

一、鉄砲 百丁

一、金子 二百両

一、米 二百俵 (ただし四斗三升入)

本願寺軍用のため右の通り御合力申され候。御門跡様へ言上に及び申し候ところ、忠節の助情、神妙淺からずおぼし召され、右後日何時なりとも願望の儀これ有り候節は此の由申し候。其願望の通り御ゆるし下さされ候間、此上随分御加情、後日の為に件のごとし。

天正二年酉三月三日

刑部殿 法橋頼兼

上野法眼正秀

備後神石郡近田村 正光寺了建坊

同小島村九鬼之城主 馬屋原伯馬守殿

同家御家中

此の資料集は、次の文献から借用しました。

1. 三和町広報紙「広報さんわ」
2. 三和町教育委員会調査文書
3. 新人物往來社刊 日本史総覧
4. 中国新聞社刊 広島県大百科事典
5. 神石郡教育会刊 神石郡誌
6. 神石郡誌編集委員会刊 神石郡誌続編
7. 平凡社刊 日本歴史地名大系
8. 村上正名著 府中散策 付神石郡
9. 村上正名著 備後今昔
10. 中国新聞社刊 石城の譜

立石雪夫

